

令和5年第3回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

令和5年9月29日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午後 5時31分

◎出席議員（11名）

1番	川上 要一	2番	渋井 由放
3番	高野 泉	4番	荒井 浩二
5番	中山 五男	6番	川俣 義雅
7番	興野 一美	8番	益子 純恵
9番	大金 清	10番	平塚 英教
12番	鈴木 繁		

◎欠席議員（1名）

11番 高田 悦男

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣 純子
副組合長	福島 泰夫
代表監査委員	瀧田 晴夫
事務局長兼管理課長兼会計室長	小口 正一
会計管理者兼総務課長	谷田 克彦
病院長	宮澤 保春
消防長	車 和則
次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長	大谷 光幸
消防本部次長兼予防消防課長	川俣 寿行
病院事務長兼医事課長	梅山 裕隆
病院総務課長	齋藤 浩文
消防本部総務課長	加藤 勇

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	小口 正一
議事係長	両方 博幸
書記	中村 浩子
書記	齋藤 晋太郎

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 (報告第1号) 令和4年度資金不足比率の報告について (組合長提出)
- 日程第4 (議案第1号) 専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額の決定及び和解について) (組合長提出)
- 日程第5 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例等の一部改正について (組合長提出)
- 日程第6 (議案第3号) 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第7 (議案第4号) 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)の議決について (組合長提出)
- 日程第8 (認定第1号) 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について (組合長提出)
- 日程第9 (認定第2号) 令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について (組合長提出)
- 日程第10 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○議長（鈴木繁） おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。11番、高田悦男議員から欠席の届が提出されております。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日は令和4年度一般会計及び病院事業会計決算についての監査報告のため、瀧田晴夫代表監査委員に出席を求め、後ほど意見をいただくことになっておりますので、ご報告いたします。

ここで、議会開会に当たり、組合長の挨拶を求めます。

組合長。

○組合長（川俣純子） おはようございます。令和5年第3回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。議会開催に当たりまして、当面の報告と一言のご挨拶を申し上げます。

1点目は、一般廃棄物処理施設整備事業についてであります。新聞の記事にも掲載されました、先日の議員全員協議会においても説明させていただいたところですが、志鳥地区自治会等により提出されていた公開質問状に対し、8月6日、文書により回答を行いました。本件につきましては、本日の一般質問で予定されているようですが、組合といたしましては事業の推進を図るため、引き続き地域住民の理解促進に努める所存でありますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いしたところであります。

2点目は、那須南病院の屋上防水、外壁改修工事についてであります。6月5日執行の入札により施工業者が決定し、現在は外壁に作業用の足場が設置されたところであります。事故の防止については細心の注意を払い、対策を講じるよう、業者には指示をしているところであります。また、来院された際には、不用意に工事箇所近づかないようお願いをしたいと思います。大きな事故が都会でもありましたので、その辺の注意をさせていただきました。また、工事期間が3月までの長期にわたることから、病院をご利用の際には不便をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

本日の定例会であります。執行部から提出しますのは、報告1件、専決処分の承認1件、条例改正2件、一般会計補正予算のほか、一般会計及び病院事業会計に係る令和4年度決算の認定もごさいます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げ、議会開会の挨拶と

させていただきます。

○議長（鈴木繁） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

これより、議事日程に基づき、議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木繁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に1番、川上要一議員、2番、渋井由放議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（鈴木繁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3（報告第1号）令和4年度資金不足比率の報告について

○議長（鈴木繁） 日程第3（報告第1号）令和4年度資金不足比率の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました報告第1号 令和4年度資金不足比率の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、地方公営企業法が一部適用されている病院事業会計について、令和4年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

令和4年度病院事業会計の決算におきまして、資金不足は生じておりませんので、資金不足比率は表示されないものであります。

以上、報告といたします。

○議長（鈴木繁） 報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 令和4年度資金不足比率の報告についてを終わります。

◎日程第4（議案第1号）専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（鈴木繁） 日程第4（議案第1号）専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、公用車の起こした交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、7月31日付で専

決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の内容につきまして説明をいたしますので、議案書に添付しました専決処分書をご覧ください。

まず、事故の状況ですが、本年6月16日、那珂川町吉田に所在する事業所の駐車場内において、救急車が発進する際、周囲の安全確認が不十分であったため、駐車中の相手方車両に接触し、損傷させてしまったものであります。

損害賠償額は29万3,227円、和解の内容は記載のとおりであります。

当該救急車は、一般財団法人全国自治協会の実施する自動車共済に加入しておりますので、損害賠償額及び和解の内容については、全国自治協会が相手方と交渉を行い、取りまとめたものであります。

なお、損害賠償金29万3,227円については、全額、自動車共済により処理されているため、組合に新たな負担が生じることはありません。

事故に関わった職員に対しては、所属長を通じて指導を行ったところですが、今後はこのようなことのないよう全職員一丸となり、交通ルールの遵守、安全運転の励行に努めたいと考えております。

以上、何とぞ慎重審議を賜りまして、ご承認くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第5（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例等の一部改正について

○議長（鈴木繁） 日程第5（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第2号 南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法が本年5月に改正され、一部を除き令和6年4月1日から施行されることに伴い、組合条例に所要の改正を行うものであります。

地方自治法の主な改正内容は、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に関する事項、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項の3点であります。今回の条例改正につきましては、3点目の公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項において、「指定公金事務取扱者制度」が新たに規定されたことにより生じました条ずれに対応するほか、文言の修正等を行うものであります。

詳細につきましては事務局長から説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） それでは命によりまして、ただいま上程

になりました本条例等の一部改正について、監査委員事務局書記長を兼務してございますので、私のほうからご説明申し上げます。

今回の条例等の改正の背景につきましては、組合長の提案理由にもあったとおり、地方自治法の一部を改正する法律、以下、改正法と略しますけれども、その改正法が令和5年5月8日に公布され、一部を除き令和6年4月1日から施行されること等に伴い、地方自治法の条項ずれが生じることに対応するため、所要の改正を行うものでございます。本案による一部改正に際しましては、3つの条例を改正する構成となっております。

まず、議案書1ページから2ページにかけて、第1条として、南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部改正があらうかと思えます。第1条関係のこの条例の趣旨に関しましては、従前までの趣旨規定に加え、条例に定めることにより監査委員事務局及び書記を置くことができる地方自治法の条項を追加したものでございます。

次に、第2条関係では改正法において、条ずれに対応するほか、病院事業における公金の収納、または支払いの事務についても、一般会計と同様に監査することができる旨の規定を追加したものでございます。

次に、第5条関係ですが、現行の第5条第2項を同条第3項に繰下げをし、同条第2項に病院事業における決算監査も一般会計の決算監査と同様の取扱いができる旨の規定を追加したものでございます。

次の第6条関係では、住民監査請求及び係争事案以外の職員における賠償責任に関する手続上の規定を追加するものでございます。

次の第7条関係では、現行の第6条を1条繰下げする改正となります。

次の第8条関係では、第1条の実施規定の追加に伴う監査委員事務局を設置する等の旨の規定を追加したものでございます。

第9条関係については、現行の第7条を2条繰下げする改正となるものでございます。

続きまして、議案書2ページ、中段以降をご覧いただきたいと思えます。

第2条、南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。

まず第3条関係では、病院事業における予算で定めなければならない資産の取得及び処分予定価格の設定を政令で定める基準に従い、条例で定める必要がございます。現行の予定価格700万円は町の基準としていたところを、市の基準とする2,000万円に改めるものでございます。

第4条関係では、改正法における条ずれに対応する所要の改正、次ページの第7条関係につきましては委任規定を追加する所要の改定、加えて3条、4条、5条関係では、法制執務

上、漢数字を数の単位として用いる場合には万以上の単位を用い、千以下の単位を用いないことが常識となっていることから、所要の改正をするものであります。

続きまして、議案書3ページをご覧いただきたいと思います。

第3条として、南那須地区広域行政事務組合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてであります。

第1条関係では、改正法における条ずれに対応する所要の改正、さらには第1条、第2条関係において、条例中で引用されている法令の書きぶりにより、地方自治法第292条の規定により準用されるという文言の採否を精査したうえで所要の改正をするものでございます。

以上、三つの条例の一部改正の内容を説明申し上げましたが、最後に、この本条例の施行日は、改正法の施行期日と同様に令和6年4月1日より施行とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 今説明いただきました議案書の2ページのほうなんですけれども、こちらの第8条で、監査委員に関する事務処理をするために監査委員事務局を設置するとあります。こちらのほうで、自治体の事務処理上の手続のほうで具体的な変更があるのか、人員の配置等あるのか、あと予算等に変更があるのかを教えてください。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） ただいまの荒井議員からのご質問にお答え申し上げます。

第8条を追加することによりまして、中身的に監査委員事務局そのものが変更することはありません。従前のおりでございます。

予算上に関しましても、専任の職員を置くということもございませんので、予算上の変更もございません。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 従前のおり行うということで、事務手続上、何か増えることというのとは特にはないということではないですか。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） ご質問の内容のとおり、事務上の負担が増えることではございません。

以上でございます。

○4番（荒井浩二） 了解しました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第2号 南那須地区広域行政事務組合監査委員に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合監査委員に対する条例等の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6（議案第3号）南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について

○議長（鈴木繁） 日程第6（議案第3号）南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました議案第3号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年2月、総務省において、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、組合条例に所要の改正を行うものであります。

主な改正点は2点で、1点目は、電気自動車に関わる急速充電設備について、当該設備の設置数の増加や高出力化・高性能化に対応するため規制範囲を拡大するとともに、定義や防火安全上の基準を見直すものであります。

2点目は、喫煙に係る標識について、喫煙所の標記を設置しなくてもよい場合を規定するほか、図記号にあつては、国際標準化機構が定める規格や日本産業規格に適合しなければならないとするものであります。

詳細につきましては、予防消防課長から説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） それでは、改正内容につきまして説明をいたします。

まず、第1点目の火災予防条例第11条の2、急速充電設備の定義の見直しであります。現在、普及している急速充電設備の実態を踏まえ、急速充電設備を電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備であることを定義づけいたしました。また、充電の対象となるものを自動車や原動機付自転車以外にも拡大したこと、コネクタ型以外の急速充電設備は変

電設備としたこと、さらには、全出力の上限を今までは200キロワットまでが急速充電設備としておりましたが、その上限を撤廃したことであります。

また、同項第1号以降、分離型の急速充電設備に係る取扱いについては、急速充電設備のうち、変圧する機能を有する設備本体と充電ポストで構成されているものを新たに分離型の急速充電設備としたことや、それぞれの安全基準を見直したものであります。

さらに、同項11号は、手動緊急停止装置について、安全と安全基準を詳細としたもの、また、同項16号、17号では、急速充電設備に内蔵する蓄電池は保安のために設けるもの限り安全基準が緩和され、さらに、急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに保安のために設けるもの以外は蓄電池を内蔵しないこととしたものであり、安全基準を見直したものであります。

次に、23条は、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き喫煙が禁止され、さらに、施設内では裸火や危険物等の持込みが制限されております。それに伴い、喫煙所には喫煙所と表示した標識を、また、施設内の見やすい場所に、禁煙、火気厳禁、危険物品持込禁止といった標識を設置しなければなりません。今回の改正では、喫煙所に設けなければならない喫煙所と表示した標識、健康増進法に規定する標識を設置した場合は設置を免除することとしたほか、禁煙、火気厳禁及び喫煙所と表示した標識、文字の標識であります。それと併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格、または日本産業界規格に適合するものとなりました。

したがって、現条例の別表第7の表記が必要なくなったため、第3項及び別表第7の部分を削除するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 急速充電設備の再編化見直しということですが、これまでと比較をして、この見直しによって具体的な、現実的にはどんな変化があるのかないのか、その辺をもう一度説明をお願いします。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） 現在の上限200キロワット以下が、先ほど申したとおり、急速充電設備ということと、その上限がなくなりましたということの改正。保安基準に関しましては、ほぼ変わりありません。

以上です。

○10番（平塚英教） はい、オーケーです。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 条文については了解をいたしました。参考のために2点ほどお伺いしたいと思います。この急速充電設備ですが、管内に現在何か所ぐらい設置されているのか。

それと、これを使った場合の充電料金というのは、いかほどなんですか。私、全く知識がありませんのでお伺いいたします。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） ご説明いたします。

管内の急速充電設備の設置数は、条例第44条は、50キロワット以上が届出義務となっておりますので、当本部、署に届出の義務は発生したものがございませんが、ネット等で検索いたしますと、市に5か所、町に4か所がある模様でございます。

2点目の質問です。充電の料金ですが、料金につきましてはガソリンの料金と同じような形ですので、各社によって、または各カード会社によっても変わりますので、多分10分単価とか、急速充電は30分ぐらいですので、若干の業者によって料金の差はあるかと思えます。

以上であります。

○5番（中山五男） はい、了解いたしました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 私、たばこ吸うものでね。まず、2ページの下のほうの3、第1項の消防長が指定する場所を有する防火云々、こう書いてありますけれども、そして次のページ、5、第3項第2号に掲げる場所において、劇場等の云々と、こういうふうになっておりますけれども、当管内では、どんなところが認められるのか。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） 喫煙所に関しての規定、可否でありますけれども、一般的に大衆の出入りしている場所は、健康増進法で喫煙所と明記していたところではなければ喫煙はできないと。換気扇がついていたり、器具が設置されているところです。うちのほうでいうと、スーパーマーケット、または総合福祉センターとか大きい建物になるかと思うんですが、そういうところは喫煙が制限されたり、先ほどの危険物品持込みとか裸火の制限はございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 読み方がもしかすると間違いかもしれないんですが、「消防長が指定する場所を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号を定める措置を講じなければならない」というふうになって、続いているのかな。まず、消防長が指定する場所というのは、どんなところでしょうか。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） 先ほど申し上げた場所が消防長が指定する場所と、消防署長が指定する場所ということで認識いただいているかと思いますが、一般的に、多数の者が出入りする場所、もしくは危険が発生し得る場所となります。管内では、先ほど申し上げたところでございます。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番(渋井由放) 場所は指定してあって、明確に分かるんですよ。そうじゃないの。

○議長(鈴木繁) 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長(川俣寿行) 特定の一般の人が出入りする場所ということで、工場とかそういうところは入らないんですが、先ほど申し上げたとおり、スーパーとか、一般の人が入る大きい集会場とかが指定されたものであります。

○2番(渋井由放) いいですけど、指定された場所はどこですか。指定しているんでしょう、消防長が。

○議長(鈴木繁) 今、質問に答えてないということで3回で認めます。

○2番(渋井由放) そうです。だから、指定する場所はあるんだけど、呼び方がちょっと違うのかもしれないけど、きちんと指定はされているんですよ。指定されているとすれば、きちんと、どこでどうのこうのって一覧表みたいなのはあるんですよという話なんです。

○議長(鈴木繁) 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長(川俣寿行) 名称的には指定された場所はございませんが、消防法施行令の別表第1にあります特定防火対象物、先ほど言いました対象物に限定される場所だと思います。

○2番(渋井由放) 指定している場所はないということですね。ここでいう第1項の消防長が指定する場所。

○議長(鈴木繁) 渋井議員、一応3回質問があつて、答弁という形なので。

○2番(渋井由放) はい。

○議長(鈴木繁) ほかに質疑はございませんか。

荒井浩二議員。

○4番(荒井浩二) 先ほどの渋井議員の質問に関連してちょっとお伺いしたいんですけども、こちらの議案書2、3ページの23条に関する件で、ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、これは事業所とか施設の話だと思うんですけども、喫煙所の場所の変更とか、そういったものがあれば消防署に届け出なければならないとか、そういったことがあるのか。あと、こちらのほうにもし反するような場合というのは、罰則や過料等の規定というのはあるのでしょうか。お伺いします。

○議長(鈴木繁) 予防消防課長。

○消防本部長兼予防消防課長(川俣寿行) 喫煙所が建物内で移動される場合は、防火対象物に該当する場所、建物は、消防計画等の変更届を出していただいて、喫煙所を変えますと、防火管理者が出す計画書なんですけど、それを出していただくという形になります。

罰則は、厳密に言うのございます。届出がなかったりするとあるんですけど、条例の罰則でするので過料はされないと。指導で終わるものだと認識しております。

○4番(荒井浩二) 了解しました。

○議長(鈴木繁) ほかに質疑はございませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番(川俣義雅) 3ページの5、「第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は」と書いてありますけれども、要するに人がたくさん通るところはふさわしくないというようなことを言っているんだと思うんですけど、スーパーマーケット、烏山にも那珂川にもありますけれども、スーパーマーケットの表に喫煙所というのが大体設置されていますけれども、結構人が通るところ、例えば子供たちの通るところに、スーパーマーケットの中央部分に設けられたりしているところがあるんです。私は、それはあまりよろしくないなと思っているんですけども、そういうところに対しての助言とかはできるのでしょうか。

○議長(鈴木繁) 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） ただいまの質問の件ですが、喫煙所の場所については、健康増進法のほうがかかかりますので、そちらが主になるのかなど。うちのほうで、防火安全上の基準で、燃えるものが近くにあったりした場合には指導はしますが、健康増進法の、煙がいつてしまうとか、そういった場合には、あまり好ましくないんじゃないですかという程度の指導に限ると思います。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 健康増進とはちょっと違うということなんですが、でも、喫煙所ということでは一緒なので、タイアップして喫煙所にふさわしいところとふさわしくないところということで指導というのを、今の話だと条例はできるということなんですか。もう一回確認したいと思います。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） 先ほど申しましたとおり、法的には防火安全上で引っかけることができなければ、それ以上のアドバイスはできますが、行政的な指導はちょっとできない。

○6番（川俣義雅） 結構です。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。
荒井浩二議員、2回目という形ですね。

○4番（荒井浩二） 3回目。

○議長（鈴木繁） 3回目。

○4番（荒井浩二） すいません、ちょっと不勉強なんで教えていただきたいんですけども、先ほどの第23条に関する件で、こちら罰則とかそういったものが具体的には過料がついたものが実際はあるということで、こちらの条項で、新たに具体的な規制みたいなものを書く場合というのは、市の条例とかだと、パブコメとか、そういったことが必要のかなと

思うんですけど、ただ、こちらに關すると、附則の3のほうに書いてある健康増進法の規定を準用しているから要らないとか、そういったことなんですか。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） 今のご質問なんですが、健康増進法が上の法律にございますので、健康増進法に合った方策というか、設置方法をしていただくというところが大事なところであります。

○4番（荒井浩二） 質問に答えていただけてないんですけど、それであるから、そういった事前のパブコメとか、そういったものが必要になってくるのか。国が決まっているから、そういう手続きを省略できるのかという、単純に聞いているんですけども。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） そのとおりです。

○4番（荒井浩二） ありがとうございます。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第3号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7（議案第4号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決について

○議長（鈴木繁） 日程第7（議案第4号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） 議案第4号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出をそれぞれ1,200万円増額し補正後の予算総額を25億5,560万円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、令和5年8月11日の深夜、保健衛生センターごみ処理施設において、破碎機で細かくごみを焼却炉へ供給するための装置、いわゆるエプロンコンベアが緊急停止し、直ちに点検を実施したところ、エプロンコンベア内のチェーン部分が破損し、2系列のうち1系統が焼却を行えない状態に陥ったため、緊急な対応に必要な費用を措置するものであります。

歳入につきましては、7款繰入金、1項2目保健衛生センター施設整備基金繰入金を1,200万円増額し、歳出については、3款衛生費、2項3目ごみ処理費において、A系ごみ供給装置緊急修繕工事費として1,200万円を増額するものであります。

以上、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） A系ごみ供給装置の緊急修繕工事ということでございます。今回の1,200万円で修理するのは、エプロンコンベアとレールチェーン、それらを改修する費用というふうに思われるんですが、いつごろの工事のほうを入札するのか随契でやるのか、そこら辺も分かりませんが、契約して、工事をいつ頃までに修繕をするのか。その間は、A系ごみ供給装置は当然使えないというような考えでよろしいのでしょうか。その辺の事情について説明をお願いします。

○議長（鈴木繁） 衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） ご質問いただきましたごみ供給機の修繕の件でございます。まず今の状態ですが、今回、チェーンが切れてしまったり、レールが曲がってしまったのをカットしたりというようなことをして、緊急に職員による自前の修繕はいたしております。少し残っていたチェーンの部品などを使って、それをつなぎ込んで今も動かしてはおります。ただ、レールを切断したりもしてございますし、やっぱり職員の自前の修繕ということなので、低速で運転をしているような状況でございます。何とか低速で今は、ちょっと心配しながら運転をしているような状況でございます。この後、いつ本格的に修繕するんだというお話ですが、こちらはなるべく早いうちにやりたいとは思っております。どうしても冬になると、各種の設備の調子が悪くなるものですから、なるべく早くやりたいと思っておりますが、これから最後は詰めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木繁） よろしいですか。

○10番（平塚英教） よろしくないんだけど、いいです。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） ごみ供給施設の破損原因について伺いたいんですが、老朽化によるものなのか、それとも、ふだんの維持管理がまずかったから破損したのかについて伺いをいたします。

それと、ただいまの平塚議員の答弁によりますと、なるべく早く修理はしたいというんですが、今もう支障があるわけです。そういう中で、なぜ一刻も早く修理をしないのか。完全に早く修理しなかったら、供給装置がスムーズに動かないじゃないですか。なぜそんなのんびりしているのか、私は理解できませんのでお伺いします。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） まず、今回の原因についてでございます。先日、写真等もご覧になっていただいたかと思うんですが、かなりの腐食、さびが出ておりました、思った以上にそのチェーンとかが傷んでおりました。我々も、いつもカメラなんかで日常点検しながら運行状況を見守りつつやっているところですし、メンテナンスなどもやっているんですが、思った以上に老朽、劣化が激しかったと、それによって破損したというふうに考えてございます。

それと、急いで修繕したほうがというのは、おっしゃるとおりでございますが、今回の修繕、あまり修繕料が残っていなかったり、工事請負費などもございませんでしたので、職員の自前で、その部分だけを暫定修繕いたしました。それ以上の修繕について、今回、チェーンですとか、エプロンチェーンとか、レールもひっくるめて全部取り替えさせていただいて、抜本的に修繕させていただいてというふうに考えての補正要求でございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） さびが出たということは、常に油を塗るとか何か、そういった管理が不行届きだったから、このような破損になったのではないかと思います。これから十分、そのようなところはご注意いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 先ほどの平塚議員の質問に関してちょっとお伺いしたんですけど、こちらの方式というは、結局、入札なのか随契なのか、そちらのほうを教えてください。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 今後、工事内容というか設計内容を精査しながら発注手続きを進めさせていただくことになります。こちらについては、選考委員会ですとか、庁内などでまた協議もさせていただきますが、今までのところ、専門業者にどうしても頼んですぐに修繕するということが多くなるという状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 工期に関しては、年度内の完了という目測でよろしいのでしょうか。あるいは年内。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） すいません、まだちょっと発注時期とかは想定できてないですが、年度内はもちろんです。なるべく早く。

○4番（荒井浩二） 了解しました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 非常に古い施設なので、老朽化だというふうに一言で言えばそうなのかもしれませんが、例えば今、人間も100年生存できるみたいな、やっぱり日頃のメンテナンスをしっかりとやって、栄養を取っていれば、人間も長生きができるというようなことなのかなというふうに思います。

そこで、先ほど中山議員が申しましたが、油を差すとか、チェーンはまず油なんですよ。いわゆるグリスでも何でもね。そういうようなことを毎日やるとか、点検マニュアルというものが多分あると思うんですが、その辺がどういうふうになっているのか、お尋ねをしたい

と思います。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） まず油の件でございますが、おっしゃるとおりでして、油は差すようになってございます。今回の供給機、上から破碎されたごみが落ちてきて、それがベルトコンベヤーで流れていくものでございますが、ケースのところに給油タンクがございまして、やはり油が差させるようになってございます。油切れとかにならないように、注意はしているところでございます。

その次のメンテナンスのやり方についてですが、土曜日のメンテナンスとかもございしますので、そういったところでメンテナンス項目を決めておりまして、そういう中で破碎機から供給機、それからいろんなところを点検するようなことでやっているところでございます。今後、メンテナンスのやり方も、もっと老朽施設なりの手をかけていくやり方にしなくちゃいけないということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 新しいものではないんで、メンテナンスを当初導入したものと同じでいいのかというような確認をすべきではないかなと。今管理している業者さんもおられますので、できるだけ新しいものをつくったほうがいいよという考えもあるかもしれませんが、できるだけメンテナンスをしっかりと、対応ができればなと私は個人的に思いますので、それを要望して終わりたいと思います。

○議長（鈴木繁） 渋井議員、答弁はよろしいですか。

○2番（渋井由放） 答弁は結構です。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 思っていたより早く腐食が進んでいたということを言われましたけ

れども、想定していたのは、いつ頃取り替えるということを思っていたのでしょうか。

それからもう一つ、目視で状況を見ていたということも言われましたけれども、事前に、切断される前に兆候というのはつかめなかったのでしょうか。

以上です。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 思ったより早くなってしまうという、こちらのごみの供給機、破碎機から落ちてくるA系統、B系統を、操作室にカメラが置いてありまして、2か所、供給機の様子を常にモニターしてございます。そのモニターを見ている感じでは、全く問題なく動いていて、あと、動かすのに電気を使っていますが、そこでアンペア数がございます。負担が高くなってくるとアンペアが高くなるというような状況ですけども、そういった兆候も特にございませんで、それとごみの供給機等も、皆さんも上がっていただいたことがあるかもしれないですけど、上がっていただくと、ごみの供給機、常に目視できるように開いてございます。そこを職員が見ながら、問題がないかどうかというのを確認している。その結果としては、こういった故障になるということはちょっと想像できなかったもので、そういう意味で、思ったよりも早く故障をしてしまったというか、想定外の故障であったというところでございます。目視についてはそんなことで、何か所かの目視ができるようになっているというところですよ。

兆候についても、そんなことでアンペアの動きですとか、ごみの供給の中を見ている限りは、特段の兆候がなかったというところでございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 所長、いつごろ交換予定だったかということで川俣議員は質問していたんですけど、そのことに対しては答弁してないんですけど。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） あらかじめ交換というのは特にはございませんで、耐用年数的には10年から15年とかともいうんですが、使える限りというか、そういうことでございます。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 修繕してもらうわけですがけれども、修繕した後、今までの点検の仕事と同じでは、またすぐに切断するということがあり得るのではないかと思いますけれども、どんな点を改善していこうと思っているのでしょうか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 私のほうで、今年度、故障が多いものですから、全般的にメンテナンスは強化していこうじゃないかという指示はしております。その中で土曜日のメンテナンスということをやりましたり、あと、点検や修繕・工事の都合で、月に何度か平日に燃やさない時間があったりしますので、なるべくそういう時間帯を使ってメンテナンスをする。もしかしたら、油の差し方も機械任せではなくて手で塗ることもあるかもしれませんし、今までよりも踏み込んで、例えばレールがかたべりしているのであれば、そこをなるべく壊れないうちに直すみたいなふうにもう少し細部にわたったメンテナンスをする必要があるかなというふうに感じているところです。

以上です。

○6番（川俣義雅） 分かりました。結構です。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第4号 南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。再開は11時10分といたします。

【休憩】（午前10時58分）

【再開】（午前11時10分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

ここで、予防消防課長より発言の訂正がございます。

予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） 先ほど、火災予防条例の一部改正について、荒井議員から質問がありました罰則についてなんですが、火災予防条例に関しては、危険物以外は罰則はございません。改めて訂正します。

◎日程第8（認定第1号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第9（認定第2号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について

○議長（鈴木繁） 日程第8、認定第1号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第2号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について、以上2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子）　ただいま、一括上程となりました、認定第1号及び認定第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号　令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出それぞれの予算現額は23億4,690万7,000円で、これに対する収入済額は、23億6,214万6,927円。支出済額は22億8,762万8,003円であります。予算現額に対する収入率は、100.6%、執行率は97.5%となっております。

前年度と比較しますと、歳入は8,745万5,633円、前年度比3.8%の増額。歳出は5,865万7,129円、前年度比2.6%の増額となりました。

歳入歳出ともに増額となりましたのは、世界的な物価上昇や円安の長期化に起因した燃料費の料金体系の変更に伴い、衛生費における斎場、保健衛生センターのし尿処理、ごみ処理施設、消防費における那須烏山・那珂川町の両消防署で使用する電気料金が高騰したことが主な要因であります。

歳入歳出差引残額は、7,451万8,924円であり、翌年度に繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は同額となります。実質収支額のうち、今年度の健全な財政運営に資するため、地方自治法第292条において準用する同法第233条の2、及び組合基金条例の規定に基づき、3,800万円を財政調整基金に積み立てることとしました。

歳入の中で、構成比の最も高いのは、分担金及び負担金の21億2,560万8,000円で90%を占めております。

次に、繰入金が9,690万円で4.1%、使用料及び手数料が5,168万2,300円で、2.2%となっております。歳出の中で、構成比の最も高いものは、衛生費13億3,850万7,145円で、58.5%を占めております。

主な内容であります。斎場、し尿処理施設、ごみ処理施設等の運営費、敦賀市民間最終処分場対策における上告審に係る着手金、及び一般廃棄物処理施設整備基金への積立て、並びに病院事業会計の負担金、補助金であります。

次に消防費が7億9,732万6,339円で、34.9%を占めております。主な内容は、消防職員の人件費、常備消防としての消防活動に係る費用のほか、那須烏山消防署配備の高規格救急自動車の更新に要する費用であります。

次に、総務費が1億597万670円で、4.6%を占めております。主な内容は、事務局職員の人件費、財政調整基金への積立金であります。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要の説明を申し上げます。

続きまして、認定第2号、令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定に

ついて、説明を申し上げます。

従来からの医師不足や医師の偏在などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症に係る対策など、今日の医療を取り巻く環境は厳しさを増しており、多くの自治体病院においては、病院機能の維持、適切な治療の実施、適切な感染予防・感染対策等に極めて困難な状況下での運営を迫られております。このような状況の中、那須南病院における令和4年度の業務状況につきましては、救急医療、一般医療、へき地巡回診療等の医療を維持しながら、地域内の新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するために、ドライブスルー方式によるPCR検査や、陽性患者に対する診療を行ってまいりました。また、那須烏山市における予防接種業務の個別接種を受け持つとともに、市で実施する集団接種への協力も行いました。

一方、入院対応としましては、新型コロナウイルス感染症患者用の病床を確保し、南那須地区の患者のみならず、地区外の患者も受入れ、地域住民の安全・安心な生活を守るため、職員が一丸となり業務を遂行してまいりました。

経営の状況につきましては、消費税を除いた損益計算書の額により説明をいたします。

総事業収益は28億6,125万8,801円で、前年度比約4,398万円、1.6%の増となりました。入院、外来の収益は、新型コロナウイルス感染症の影響等がありましたが、患者数は微増となり、患者1人1日当たりの平均収益も診療報酬の臨時特例措置や新型コロナウイルス感染症に係る検査等により増となったことから、収益は増となったものであります。

一方、費用につきましては、看護師等の処遇改善や防疫作業等による特殊勤務手当の増額に伴う給与費の増、新型コロナウイルス感染症に係る薬品代等の材料費の増、原油価格の高騰による光熱水費の燃料費の増大に伴う経費の増などの要因によります。

費用合計は29億1,583万1,709円で、前年度比約8,645万円、3.1%の増となりました。この結果、損益を通算すると、5,457万2,908円の純損失を生じていることになりました。

次に、資本的収入及び支出についてですが、収入につきましては、企業債、一般会計からの繰入金である他会計負担金、看護師の修学就学資金返還による長期貸付金返還金で、前年度比約1億6,052万円、42%減の2億2,157万5,000円でありました。支出につきましては、医療機器の購入、自動火災報知機設備更新工事及び企業債の償還など、前年度比約1億5,637万円、32.2%減の3億2,974万3,293円でありました。差引き不足額は1億816万8,293円で、過年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額のほか、過年度分損益勘定留保資金で補填することとなりました。

以上、認定第1号及び認定第2号の概要について説明を申し上げます。

詳細につきましては、認定第1号は管理課長から、認定第2号は病院総務課長から説明をさせていただきますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、認定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） それでは、命により私のほうから、認定第1号、令和4年度一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書の5ページ、6ページをご覧いただきたいと思います。合わせまして、別冊でございます、主要施策の成果の14ページ、15ページに歳入歳出決算の構成比や対前年度額等を掲載してございますのでご覧いただければと思います。

それでは、決算書の事項別明細書に沿いまして、歳入からご説明申し上げます。

1款、分担金及び負担金の収入済額は、21億2,560万8,000円となり、歳入総額の90.0%を占めております。

1項1目、総務費負担金は7,695万1,000円で、一般管理運営費に係る負担金となります。

2目、衛生費負担金、1節、保健衛生費負担金は、6億3,318万4,000円で、病院事業及び斎場に係る負担金となります。

2節、清掃費負担金は6億1,644万1,000円で、し尿処理費、ごみ処理費、及び一般廃棄物処理施設整備基金に係る負担金となります。

3目、消防費負担金は7億9,903万2,000円で、消防総務費及び消防施設整備費に係る負担金となります。なお、関係市町負担金明細は、同じ決算書の34ページに記載してございますので後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、2款、使用料及び手数料、5,168万2,300円となり、歳入総額の2.2%となっております。

1項1目、衛生使用料は851万5,000円で、南那須地区斎場の使用料820件分です。

2項1目、衛生手数料は、4,279万1,500円で、保健衛生センターにおける、し尿処理及びごみ処理の手数料となっております。

2目、消防手数料は37万5,800円で、危険物施設設置許認可手数料となっております。

3款、国庫支出金、1項1目、衛生費国庫補助金は729万3,000円で、し尿処理施

設整備基本計画等業務委託に伴う循環型社会形成推進交付金でございます。

4款、県支出金、1項1目、衛生費県補助金は728万1,000円で、決算書の7ページ、8ページをご覧いただきたいと思ひます。病院群輪番制病院運営等事業の県補助金となります。

5款、財産収入、1項1目、財産貸付収入は、28万2,273円で、広域行政センター2階、第2会議室施設賃貸料のほか、各施設に設置してございます自動販売機の売上げの3%分が収入となっております。

2目、利子及び配当金は、12万3,693円で、財政調整基金をはじめ4つの基金の利子でございます。

2項1目、物品売払収入は88万円で、保健衛生センター不燃物運搬ダンプ1台の売払収入でございます。ちなみに当該ダンプは、平成14年12月に中古車として42万円で購入したもので、購入時金額より高額で売払い出来たことになってございます。

続きまして、6款、寄附金はございませんでした。

7款、繰入金、1項1目、財政調整基金繰入金は7,390万円となっております。

1項2目、保健衛生センター施設整備基金繰入金は、2,300万円となっております。

8款、繰越金、1項1目、繰越金は2,272万420円、前年度繰越金でございます。

9款、諸収入は2,127万6,241円となっております。

決算書の9ページ、10ページをご覧いただきたいと思ひます。

1項1目、過年度収入はございませんでした。

2目、弁償金は、90万6,901円で、内訳ですが、東京電力からの原子力発電所事故賠償金として、令和4年度中に支出しました放射能測定費用など、対象となった88万1,584円と、小売電気事業者、株式会社シナジアパワーでございますけど、こちらのほうの業者が、契約期間満了を迎える前に倒産したことによる損害賠償金として2万5,317円となっております。

3目、雑入は、2,036万9,340円で、主なものは保健衛生センターにおける資源物の売払収入として、1,882万2,729円。下から4行目の電柱土地使用料は斎場における向こう3年間の電柱2本、1本当たり1,500円、掛ける2本、掛ける3年分となります。下から3行目、機動観測用計測震度計、電気使用料の1万100円は、那須烏山消防署内に設置してあります、東京管区気象台が管理する地震活動管理のための震度計の電気使用料となっております。

なお、下から2段目の組合議会特別委員会交付金清算金とある、65万8,581円ですが、長期にわたり使用されていなかった組合議会事務局名義の通帳を解約したことによる

返金分となっております。

雑入の最後になる、その他の雑入の内訳ですが、まず、経済産業省の電気利用効率化促進対策事業の補助金事業に基づき、東京ガスより各施設、斎場及び2消防署の節電度合いに応じた還付金として、20万2,772円。地方公務員災害補償基金還付金として2万1,744円。消防救急デジタル無線活動波南那須局に係る保険料払込み分担金を先行して立替払いした分が、那須地区消防組合からの返納分として372円、計22万4,888円となります。

10款、組合債、1項1目、消防債は2,810万円で、令和4年度更新の那須烏山消防署配備の高規格救急自動車に対する消防施設設備事業債となっております。

以上が歳入の説明となります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

11ページ、12ページをご覧いただきたいと思います。

1款、議会費。議会費の支出済額は139万3,314円であります。

1項1目、組合議会費の主なもの、組合議員の報酬のほか、会議録データ反訳業務、議員視察研修に要した経費などがございます。

2款、総務費、総務費の支出済額は1億597万670円であります。

1項1目、一般管理費は8,750万9,019円で、広域行政センター職員9名分の人件費のほか、各種委託料やサーバーリース料など、広域行政事務局の経費でございます。

13ページ、14ページをご覧いただきたいと思います。

2目、財政管理費は1,836万4,282円で、予算書、決算書の印刷費や公会計システムに要した費用のほか、財政調整基金積立金などがございます。

15ページ、16ページをご覧いただきたいと思います。

2項1目、監査委員費は9万7,369円で、監査委員2名の報酬として、端数があるのは、令和4年度に市町ともに議会議員選挙があったことによるものであります。

3款、衛生費。衛生費の支出済額は13億3,850万7,145円となり、支出総額の58.5%を占めてございます。

1項1目、保健衛生総務費は6億1,324万1,000円で、在宅当番医制事業委託料、病院群輪番制病院運営等事業の負担金、小児救急医療拠点病院運営事業の負担金、病院事業会計への負担金補助金のほか、病院事業整備基金積立金などがございます。

2目、斎場費は3,591万6,783円で、燃料費や電気料、火葬業務の委託料、火葬設備改修工事等が主なものです。南那須地区斎場の経費となっております。

17ページ、18ページをご覧いただきたいと思います。

2項1目、清掃総務費は5,140万7,678円で、職員2名分の人件費、事務所の通信運搬費やOA機器リース料のほか、保健衛生センター施設整備基金積立金などがあります。

2目、し尿処理費は1億2,928万5,691円で、処理用薬剤の購入費、燃料費、電気料のほか、施設の運転業務委託料及び定期改修工事費などがございます。

19ページ、20ページをご覧いただきたいと思います。

3目、ごみ処理費は3億9,524万1,379円で、職員8名分及び会計年度任用職員9名分の人件費、処理用薬剤の購入費、燃料費、電気料のほか、焼却灰の処分委託料、設備改修工事費などがございます。

21ページ、22ページをご覧いただきたいと思います。

4目、一般廃棄物処理施設整備費は1億986万7,838円で、職員2名分の人件費や、し尿処理施設整備基本計画策定業務委託料のほか、新たな施設整備に向けた基金積立金などがございます。

23ページ、24ページをご覧いただきたいと思います。

5目、敦賀市民間最終処分場対策費は354万6,776円で、現在、係争中の裁判に係る費用となり、旅費及び上告審に係る弁護士への着手金などを含む訴訟事務委託料でございます。

4款、消防費。消防費の支出済額は7億9,732万6,339円となり、歳出総額の34.9%を占めております。

1項1目、消防総務費は、7億6,201万5,629円で、消防職員96名分の人件費のほか、各消防署の施設維持経費、各種装備品等の点検手数料、消防車両の燃料、栃木北東地区消防通信指令事務協議会の負担金など、消防救急業務の経費になってございます。

27ページ、28ページをご覧いただきたいと思います。

2目、消防施設整備費は3,531万710円です。那須烏山消防署配備の高規格救急自動車の更新及び消防機材の購入費になってございます。

5款、公債費。1項1目、元金は4,435万2,778円で、12件分の組合債に係る元金償還金であります。

2目、利子は7万7,757円で、12件分の組合債に係る利子償還金でございます。

3目、公債諸費の支出はございませんでした。

6款、予備費は、3款2項3目、ごみ処理費におけるごみ処理施設の緊急修繕に対しまして、215万6,000円を充当したところでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続いて、実質収支に関する調書についてを説明させていただきます。

同じ冊子の30ページをご覧くださいと思います。

歳入総額から歳出総額を引いた歳入歳出差引額は7,451万8,924円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額になります。そのうち、地方自治法第292条において準用する、同法第233条の2及び組合基金条例の規定に基づく基金繰入額は3,800万円となり、すでに財政調整基金に積立てしております。

続いて、31ページから33ページは、財産に関する調書を掲載してございます。

33ページの下段をご覧くださいと思います。

4つの基金の状況を掲載しております。決算年度末現在高は総額で10億7,519万6,000円となっております。

34ページには、構成市町の負担金明細を掲載しております。

那須烏山市は交付税算入を含め14億1,718万6,000円となっております。那珂川町は7億842万2,000円となっております。

以上で、一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） 私のほうからは、認定第2号、令和4年度病院事業決算の詳細について、説明を申し上げます。

まず、決算書の1ページから11ページまでが法令で定めております病院事業の決算書類となります。

まず、1ページ目から4ページまでが決算報告書となっております。予算で定めました第3条、収入及び支出と、第4条の資本的収入及び支出の決算額を報告するものです。なお、金額につきましては消費税込みとなっております。

まず、1ページ目をご覧ください。

1ページ目は収益的収入となります。決算額は、第1款の病院事業収益といたしまして、前年度比約4,491万円で、1.6%増、合計で28億7,045万7,256円となっております。収入に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、医業収益が23億5,649万5,088円で、前年度比約4,505万円、1.9%の増となっております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

2ページ目は、収益的支出になります。決算額は、前年度比約8,779万円、3.1%の増で、29億2,372万3,512円となっております。支出につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、給与費、材料費、経費などが増加しております。なお、収

益的収入及び支出の詳細につきましては、この後、損益計算書で説明いたしますので、よろしくお願いたします。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

こちらのほうは、資本的収入及び支出になります。資本的収入につきましては、前年度比1億6,052万円で42.0%の減で、2億2,157万5,000円となっております。内訳ではありますが、第1項の企業債は、医療機器購入及び自動火災報知設備更新工事等の財源として借入れたものであり、7,740万円となっております。

第2項、他会計負担金につきましては、医療機器等の購入及び施設整備に対する経費、さらには企業債償還元金に対する一般会計からの繰入金でありまして、前年度比で約793万円増で、1億4,407万5,000円となっております。増額の要因は、令和3年度の借入分の償還が開始されたことに伴うものです。

次に、第3項、長期貸付金返還金の10万円は、看護師修学資金の返還金であります。

4ページ目をお開きください。4ページ目は資本的支出になります。合計で3億2,974万3,293円で、前年度比1億5,637万円、32.2%の減となっております。内訳ではありますが、第1項の建設改良費は、医療機器の購入及び自動火災報知設備更新工事等があります。

第2項、企業債償還元金は、企業債の償還元金で、前年度比約3,356万円、16.2%増で、2億4,089万2,818円となっております。なお、年度末償還残高は8億7,190万7,395円となっております。

次に、第3項の投資につきましては、252万円で、看護師修学資金として、3名の学生に貸与したものであります。

以上、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額につきましては、先ほど説明がありましたとおり、留保資金で補てんしております。

なお、年度末現在の補填財源の使用可能額であります。8億349万7,840円となっております。

以上が決算報告書でございます。

続きまして、5ページから6ページが損益計算書になります。申し訳ありませんが、詳細については19ページのほうをご覧ください。

こちらは、令和4年度と令和3年度の損益計算の対前年度の比較となっております。なお、金額については損益計算書の金額となりますので、決算報告書と違ひまして、消費税抜きの額となっておりますのでご了承願います。

まず、収益の主なものを説明いたします。

1番上の医業収益のうち、入院収益が約1,907万円、1.4%の増で、13億5,470万7,039円。外来収益が、前年度比約1,622万円の増で、7億6,131万507円となっております。増額の主な要因になりますが、入院・外来の患者数の増、及び、1人1日当たりの収益の増によるものです。なお、入院の病床利用率であります、75.2%で、0.4%の増となっております。

続きまして、その他医業収益であります、こちらは室料差額収益や人間ドック、受託検査等の収益であります。前年度比651万円増の6,971万8,570円であります。増加の要因としましては、新型コロナウイルス感染症に係る受託検査収益の増加によるものであります。

次に、他会計負担金は、救急医療の確保に要する経費に対する一般会計からの負担金でありまして、1億6,374万6,000円となっております。

次に、医業外収益のうちの他会計負担金につきましては、高度医療、リハビリテーション医療に要する経費及び企業債償還の利息等に対する一般会計からの負担金でありまして、1億1,504万1,000円となっております。

次に、他会計補助金につきましては、医師確保対策、基礎年金拠出金公的負担等に要する一般会計からの補助金であり、1億8,077万1,000円となっております。

次に、補助金につきましては、へき地巡回診療事業及び新型コロナウイルス感染症関係補助金、並びに物価高騰対策支援交付金等であり、前年度比約508万円の減で、1億6,331万1,000円となっております。減額の主な要因は新型コロナウイルス感染症関係の補助金が減少したことによるものです。その他の医業外収益につきましては、病児保育受託料のほか、自動販売機手数料や売店使用料、新型コロナウイルスワクチンの個別接種協力金で、3,046万7,697円となっております。

収益は合計で前年度比4,398万円、1.6%増、28億6,125万8,801円となっております。

続きまして、20ページをご覧ください。

20ページが支出になります。医業費用のうち、給与費につきましては、前年度比約2,326万円増の17億2,371万9,176円となっております。増額の主な要因ですが、看護師等の処遇改善及び防疫作業等による特殊勤務手当の増額によるものであります。

続きまして、材料費につきましては、前年度比約3,152万円増の3億9,907万3,335円となっております。増額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の増加に伴う試薬代及び入院患者の増により服薬する薬品代の増額によるものであります。

続きまして、経費につきましては、前年度比約2,486万円増の4億9,392万2,772円となっております。増額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策に要する医療用消耗品費の増額に加え、原油の高騰による光熱水費及び燃料費の増額と薬剤師不足を補うための薬剤師派遣業務委託の増加によるものであります。

次に、減価償却ですが、建物、医療機器、有形固定資産の減価償却費で1億6,939万1,569円となっております。現金支出を伴わない支出となっております。

続きまして、資産減耗費が、令和4年度に実施されました、自動火災報知設備の附属設備の残存価格及び廃棄した医療機器の残存価格を費用化したもので、377万7,760円となっております。

次に、医業外費用の雑損失につきましては、消費税整理に伴う費用でありまして、前年比679万円の増で、8,941万3,236円となっております。増額の要因につきましては、薬品及び3条課税の仕入れ消費税額の増加によるものであります。

最後に看護師確保経費の504万円は、看護師修学資金貸付者のうち、返還免除分を費用化するものであり、返還免除者は2名となっております。費用合計は前年度比8,645万2,830円、3.1%増の29億1,583万1,709円となっております。

以上が損益計算書の詳細説明になります。

申し訳ありませんが、7ページのほうにお戻りください。

7ページは剰余金の計算書となります。令和4年度に生じました、純損失5,457万2,908円を未処理欠損金に加えまして、当該年度末残高の利益剰余金はマイナス16億2,012万3,981円となります。

8ページ目をお開きください。8ページ目は欠損金の処理計算書となります。こちらのほうは未処理欠損金の処理を行っておりませんので、処分額としましてはゼロとなっております。

続きまして、9ページから11ページまでが貸借対照表となります。令和4年度末、現在において病院事業が保有しております全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書となっております。

まず、資産の部であります。固定資産につきましては、(1)の有形固定資産から、(3)の投資その他の資産までを合わせまして、16億550万5,515円。前年度比約9,574万円の減となっております。減額の要因としましては、建物及び機器備品の減価償却によるものであります。

次に、2の流動資産のうち、(1)現金預金につきましては、前年度比約2,562万円の増で、5億6,575万8,298円となっております。(2)未収金、(3)貯蔵品も合わせ

まして、流動資産は前年度比約4,947万円の増で、9億9,770万9,196円となっております。資産の合計は26億321万4,711円となっております。

続きまして、10ページをお開きください。10ページにつきましては、負債の部となります。3の固定負債の企業債及び4の流動負債の(1)企業債、こちらを合わせた額が、先ほど話しました8億7,190万7,395円になり、企業債の未償還残高となります。

(2)の未払金の1億6,544万9,166円は、令和4年度の費用のうち、まだ支払いをしていないもの、一般会計で言いますと出納整理期間に支払うものと考えていただければと思います。

5の繰延収益は、固定資産の取得時に、国、県から補助を受けた額及び一般会計から繰入れされた額の残高であり、29億2,610万240円となっております。

最後に11ページの資本の部であります。6、資本金は1億6,060万6,294円。7の剰余金はマイナス16億2,012万3,981円となり、負債及び資本の合計は、資産の合計額と同額となっております。

なお、13ページ以降の書類につきましては、附属書類となっておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

以上で病院事業の決算の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。ここで本案については監査委員の審査を受けておりますので、その報告を求めます。

瀧田晴夫代表監査委員。

○代表監査委員（瀧田晴夫） 監査委員の瀧田です。よろしくお願いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、組合長から審査に付された、南那須地区広域行政事務組合一般会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況について、議会選出の大金監査委員と私が審査した結果を報告いたします。

なお、組合長及び職員から詳細な説明がありましたので、私からは簡潔に報告したいと思いますので、ご了承願います。

お手元の令和4年度、南那須地区広域行政事務組合一般会計、歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書をご覧ください。

1ページです。1の審査の期日、2の審査の場所、3の審査の対象、4の審査の方法は記載のとおりです。

5の決算の概要です。(1)の決算規模です。歳入総額は23億6,214万6,927円、

歳出総額は22億8,762万8,003円。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式的収支額は7,451万8,924円。翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支も形式的収支と同額となります。なお、実質収支額のうち3,800万円を財政調整基金に積立てております。

2ページです。(2)の歳入についてです。詳細は歳入の内訳の表をご覧ください。予算現額は23億4,690万7,000円。収入済額は予算現額に対し100.6%の収入率。前年度と比べ8,745万5,633円、3.8%の増です。収入済額の主なものは分担金及び負担金で全体の90%を占めております。増額の主な理由は、繰入金、組合債の増によるものです。

3ページ、お願いいたします。(3)の歳出についてです。詳細は歳出に係るアからウの表をご覧ください。支出済額は、予算現額に対し97.5%の執行率。前年度と比べて5,865万7,129円、2.6%の増となっております。支出済額の主なものは、衛生費58.5%、消防費34.9%で、全体の93.4%を占めております。増額の主な理由は、高規格救急自動車の購入、約3,300万円余、電気料高騰、これが3,200万円余、1.5倍になっております。ごみ処理施設の落雷被害の復旧工事、2,300万円余などです。

4ページです。性質別歳出ですが義務的経費としての人件費、主なものは職員給与費、その他経費のうち、補助費等の主なものは、那須南病院に対する負担金及び補助金です。

6の財産に関する調書です。公有財産としての土地建物です。土地及び建物、全て行政財産であり、前年度末から変動はございません。

5ページです。7の基金の状況です。4つの基金があり、令和4年度末現在、10億7,519万6,000円。前年度残額に積立金、歳計剰余金、処分額、取崩額を還元した結果、6,762万7,000円の増です。それぞれ条例に基づき運用されており、保管方法は全て定期預金で保管されています。詳細は表をご覧ください。

8の組合債の状況です。令和4年度末の未償還額は8,723万9,629円で、前年度末と比べ1,625万2,778円の減です。新たに高規格救急自動車購入のため2,810万円借入れましたが、4,435万2,778円償還した結果です。

9の審査の結果及び意見です。組合長から審査に付された一般会計の歳入歳出決算について審査した範囲の結果では、適正かつ正確であり、予算の執行状況、会計処理について、おおむね適正に執行されてきたと認めます。基金の運用状況についても、設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されております。

次に、今年度の決算審査の中から4点お願いしたいことがございます。

まず、南那須地区斎場についてでございます。南那須地区斎場については、火葬件数が

年々増加し、令和4年度は820件となりました。平成28年度から令和元年度にかけて改修工事を行ったところですが、供用開始から18年が経過していることから、引き続き計画的な修繕と定期的な保守点検を実施し、施設全体の維持管理に努めてください。

次に、保健衛生センターについてです。ごみ処理施設については建設から33年、し尿処理施設については38年が経過しており、前回の基幹改良工事から、ごみ処理施設は11年、し尿処理施設は8年が経過していることから、延命には限界があると思います。現在、新たな施設の整備に向けて事業が進められているところではありますが、引き続き、地域住民の理解と協力を得ながら対応してください。

6ページになります。消防についてです。災害が多発しているほか、新型コロナウイルス感染症の罹患患者の搬送など、新たな業務が加わり、令和4年度は救急出動件数が2,000件を超えたところですが、感染者は増加傾向にあるとも言われ、常に緊張を強いられる環境にあります。地域住民の安全安心を確保するというミッションに誇りを持って、引き続きよろしく願いいたします。

最後に、財政運営についてです。この組合の運営費の大部分、約90%は、構成自治体の負担で賄われております。構成自治体である、那須烏山市、那珂川町は、今後さらなる人口減少が想定され、基本的収入である市町村税の増加は考えにくいところがあります。一方、ごみ処理施設やし尿処理施設の整備、さらには那須南病院の改修は必要不可欠であると思います。このようなことから、今後とも費用対効果を意識し、事業の見直しや、組織の合理化により効率的な運営をお願いいたします。

以上で、一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況に係る審査意見のご報告を終了いたします。

続きまして、病院事業の決算について審査した結果を報告いたします。

お手元の令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算審査意見書をご覧ください。

1ページです。1の審査の期日、審査の場所、審査の対象、4の審査の方法は記載のとおりです。

5の業務の概要です。詳細は表をご覧ください。患者総数は10万7,845人で、前年度と比べ560人、約0.5%の増です。入院外来別に前年度と比較すると、入院が0.5%増、外来は0.6%の増です。ベッドの利用状況である病床利用率は、一般病床が0.6ポイント減少、療養病床が2.2ポイント増加いたしました。

2ページです。6の予算の執行状況です。(1)の収益的収入及び支出です。アの収益的

収入は、28億7,045万7,256円で、予算額に対し92.2%の収入率、イの収益的支出は29億2,372万3,512円で、予算額に対し94%の執行率です。

3ページです。(2)の資本的収入及び支出です。アの資本的収入は予算額に対し94.6%の収入率、前年度と比較して、1億6,052万4,000円の減収、主な原因は企業債の発行が減ったことです。約1億5,920万円ほど減っております。イの資本的支出は、予算額に対し95.6%の執行率、前年度と比較して、1億5,637万2,554円の減少です。前年度実施した空調設備改修工事のような大規模な工事がなかったことが要因であります。ウの財源補てんについてです。資本的収入額が資本的支出額に不足した1億816万8,293円については、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。その結果、内部留保資金残高は8億349万7,840円となりました。

4ページです。(3)の一般会計からの繰入れ状況です。他会計負担金及び他会計補助金として一般会計からの繰入額は、収益的収入及び資本的収入合計で6億363万3,000円。このうち、構成市町の負担額は5億9,569万円、98.7%になります。うち、2億1,335万7,000円は地方交付税で措置されますので、実質負担額は3億8,233万3,000円となります。(4)の企業債の状況は記載のとおりです。

5ページをお願いします。7の損益計算書です。(1)の収入です。収益合計は28億6,125万8,801円で、前年度と比較して4,397万5,948円、1.6%の増となっております。主な内容なんですが、入院外来収益の増、その他医業収益、これは受託検査などなんですが、これの増があったものの、補助金が減額されたことによってこういう結果になっております。

6ページです。(2)の支出です。費用合計は29億1,583万1,709円で、前年度と比較して、8,645万2,830円増加しております。主な要因は材料費8.6%の増、経費5.3%の増などです。

7ページをお願いします。(3)の損益収支です。損益収支は5,457万2,908円の純損失です。年度末の未処理欠損金は、前年度末、繰越欠損金15億7,055万1,073円を加算した16億2,512万3,981円となります。(4)の経常収支比率、(5)の医業収支比率はともに病院の収益性を見る代表的な指標です。ともに100%を切っている状況です。詳細は、表及び記述をご覧ください。

8ページです。8の貸借対照表、(1)の資産です。資産総額26億321万4,711円で、前年度と比較して、4,626万9,521円、減少しております。固定資産が16億550万5,515円、流動資産が9億9,770万9,196円です。

9ページです。(2)の負債です。負債総額は40億6,273万2,398円で、前年度と比較して、830万3,387円増加しております。固定負債が6億1,508万7,630円、流動負債が5億2,154万4,528円、繰延収益が29億2,610万240円、(3)の資本です。資本総額は、マイナスの14億5,951万7,687円。前年度と比較して、マイナスが5,457万2,908円増えております。資本金が1億6,060万6,294円、剰余金、欠損金になりますが、16億2,012万3,981円です。

10ページです。9のキャッシュ・フローです。キャッシュ・フローの表は11ページです。キャッシュ・フロー計算書は、一事業年度における、資金(現金・預金)の流れを表示したものです。業務活動によるキャッシュ・フローから財務活動によるキャッシュ・フローまでを加減した結果、資金増加額2,562万667円が算出されます。これに資金期首残高5億4,013万7,631円を加算した、資金期末残高、5億6,575万8,298円は、この資料の8ページの流動資産の現金預金と一致いたします。

12ページです。10の審査の結果及び意見です。審査に付された計算書類は実施した審査の範囲において計数が正確で、会計事務はおおむね適正に処理されていたと認めます。新型コロナウイルス感染症の波が繰り返される中、救急医療、一般医療、へき地巡回診療を実施しながら、陽性患者の受入れや、ドライブスルー方式のPCR検査、発熱外来の実施など、まさに評価に値するところであります。

次に、今年度の決算審査の中から3点お願いしたいことがございます。

まず、1点目ですが、新型コロナウイルス感染症対策についてです。新型コロナウイルスは、感染症法上の位置づけが2類から季節性インフルエンザと同じ5類に変更されたところですが、ウイルスの変異により、感染拡大や助成制度の変更などの先行き不透明な部分も多いので、引き続き十分な対応をお願いいたします。

続きまして、医療スタッフの確保です。毎年同じ要望で恐縮ですが、医療の質の向上や病院経営の安定化のためには、医師をはじめとする医療スタッフの確保が大きく影響することは収支状況が示すとおりです。当面のスタッフ確保に尽力されるとともに、将来のスタッフ確保として、現在取り組んでいる職業体験イベント等の充実をお願いいたします。

最後に、大規模改修についてです。病院施設は平成元年度竣工の2階建屋と平成7年度竣工の5階建屋からなっており、それぞれ33年、27年が経過しております。現在、令和元年度に策定した那須南病院大規模改修基礎調査等報告書に基づき、令和3年度は空調設備改修工事を、令和4年度は自動火災報知器設備更新工事が実施されたところです。今後とも地域医療の提供に支障のないよう、施設の整備、推進をお願いいたします。

24時間365日、救急医療をはじめ地域医療の確保のためご苦労されていることと思

いますが、地域の公的医療機関としてのミッションに誇りを持って、引き続き、よろしくお願いたします。

私の報告は以上です。ありがとうございました。

○議長（鈴木繁） 審議の途中ですが、ここでお昼のため休憩といたします。再開は13時15分といたします。

【休憩】（午前12時17分）

【再開】（午後 1時15分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては、会計名及びページ数をお示してください。質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） ありがとうございます。一般会計の10ページ、雑入の組合議会特別委員会交付金清算金、65万8,581円について説明をいただいたんですが、お尋ねをいたします。

これについては最終的に、本年2月28日に足利銀行から、長い間使われていないお宅様の口座がありますよと、金額が大分残っているんですがということで連絡があったと。それで調べたところ、組合議会交付金等の支出経過の中で、充当確認額の詳細ということで、①から⑰までの、議会が広域の議員研修したものの費用の残金をここに積み立てていたものであろうということなんですけども、これを調べたところ、通帳は通常、事務室内金庫で保管、管理されるものだが、口座名義人の記憶、口座名義人というのはこの足利銀行の口座の名義人。組合議会特別委員会会計ということで名義人があったんですが、この方の記憶では金庫にあるものとして認識していたが、探した結果、見当たらないと。こういう交付金が長きにわたって、金融機関から指摘をされて初めて分かります。今回、精算金を一般会計に繰り入れましたよということだと思んですが、そういう交付金の取扱いをしてよろしいんでしょうかね。

通帳をつくるのには、単に事務方だけでなく、組合の責任者も同意をして通帳をつくるのではないかと思うんですけれども、それが無いということであれば、果たしてこの65万

8,581円のほかにもそういう使途不明金があって、適切ではない運営がされていたのではないかという疑いまでかけられてしまいますよというふうに私は思うので、この経過、交付金等の支出経過書の中で、交付金が出されました、そしていわゆる組合議会議員の研修に使われましたと。その差額金が①から⑰まであって、議員だけじゃないですけどね、その合計がこれですよということで、これ以外に金額がほかに使われてはいないというふうに、何というかな、確認できるような根拠はありますか。その辺、ちょっと経過を説明いただければと思いますが、お願いいたします。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） ただいま平塚議員からのご質問でございます。議員全員協議会のほうでも若干ご説明させていただいたところでございますけれども、通帳につきましては、議員おっしゃるとおり管理がちゃんとなされていなかったというのが実情でございます。

口座名義人の記憶によりますと、これは聞いた話ですけれども、その当時の上司、名義人の上司につきましては、印鑑は私印を使っていたらしいんですが、出し入れするときだけ通帳を預かって、銀行に行っていたと。そして、その都度上司に通帳は返していたと。確認は全て上司がやっていたというふうに、お話は聞いてございます。

あと、今回、説明資料の中の①から⑰につきましても、これが全ての書類ではないです。やはり、文書管理で永年の文書だったり、10年間の保存年限だったり、その担当担当で編纂の方法が統一ではなかったというようなこともあって、今回は①から⑰の資料だけが確認できた。

○10番（平塚英教） ああ、そういうこと。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） はい。ですので、そのほかにも充当確認額が確認できなかったところが空欄になってございます。なんですけれども、不用額としては上がってこなかった。交付金は交付されました、実際に研修は行っているんだけど、その残金の分は戻入はないということが事実ですので、うちのほうとしてみれば、全部の書類がない、全容解明ができないというのが現状でございます。そういったことを踏まえまして、お示しした内容については一部分というふうにご理解いただければと思っております。

回答になっているかどうかあれなんですけど、一応、こちらが経緯になります。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 簡単に言うと、正確に分かる資料が残っていないと、こういうことでございますね。しかも通帳がない。これはね、やっぱり公金を扱う立場としてはいかがなものかなど。大体、予算を組んで交付金を出して、残ったものを別立ての通帳に入れちゃうということ自体、これは簡単に言えば不用額として戻すべきものですよね。わざわざ別の通帳をつくってそこに入れておくということ自体が、非常に問題だし、なおかつ、その通帳がなくなっちゃったという意味では、二重三重に責任が問われる問題ではないかと思うんです。今の局長を責めてもどうにもならないんですが、そういう交付金のいい加減な取扱い方では困りますので、今後、不用額はきちんと一般会計なら一般会計に戻すと、年度ごとにね。そういうことで、いわゆる埋蔵金みたいな、使途不明金みたいなやり方は絶対に厳禁ですよ、これと、私は思うんですが、組合長はいかがですか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 平塚議員のおっしゃるとおりだと思います。私もすごくびっくりした話なので、こういうこと自体があったことも分かりませんでしたし、いろいろなところで調査をしても、事実をすごく分かっている方もいらっしゃらないので、本当に、調査をさせていただきましたけど、調査の結果がきちんとはっきり出たのが、今、書類に載せていることしかないので、本当に私どものほうも、今後、こういうことが絶対にならないよう努めてまいります。皆様方、もちろん議員の方々、市民、町民の方々から信頼を得て運営しておりますので、公金的なもの、もちろんほかのことでもきちんと潔白で進められるように努力していきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） そういうことで今回、歳入のほうでは組合議会特別委員会交付金清算金ということでこう入っていますが、これについて歳出のほうでは、もう一回通帳に入れるみたいなことになっているのかな。それでは困りますので、歳出のほうは、これの取扱いと同じなんですかね。

○議長（鈴木繁） 事務局長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、令和4年度の歳入として65万なにがしを計上いたしますが、歳出の方は、全然出しておりません。

○10番（平塚英教） なるほど、じゃあ、入れなかった。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） 入れっぱなしで。以上です。

○10番（平塚英教） 承知しました。分かりました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 一般会計の歳入歳出決算です。22ページ、上から、1,538万2,004円ということで、布団類処分委託料というのがございます。この委託料の内訳なんですけど、衣類は別枠で集めているのかなと思います。衣類があつて、例えば、布団類があつて、その他、カーテンみたいなものがあつてとか、そういう分類はされているのかどうか。これは、なぜ言うかという、高根沢は衣類を売っているということでございます。そして、同じですね、ずっとそれを下がってですね、貯水槽清掃・飲料水分析業務委託料ということで、この飲料水って一体どこにどんな形で井戸みたいなものがあるのかどうか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

次、24ページの一般廃棄物処理施設基本計画（し尿）策定業務委託料ですが、これは4年、5年度にわたっての委託かなというふうに思われるんですが、それがまず間違いないかどうか。で、この委託をして、今、現状どのようになっているのか。下水のほうに処理するとか、また、下水に処理するなら1か所になるのか、2か所になるのかという、ここが私は非常に重要なところだと思っているので、個人的には那珂川町と那須烏山市別々にやったほうがいいねという考えなものですからね。その辺どういうふうになっているのかということと、あと、33ページの2、物品なりますけども、これは乗用車、軽貨物とずっとこうありますが、一体どこの、多分、消防ポンプ自動車というのは絶対消防だと思うんですけれ

ども、そのほか、どこの管轄なのかと。例えば、衛生センターとかね。そこにあって、その中に区分が書かれていれば非常に分かりやすいのかなと、こういうふうに思いました。

続きまして、今度は病院会計になります。病院会計は21ページを見ていただくと、エレベーターの保守管理が載っております。東芝エレベーター（株）ということなんですが、これは何か決まりごとがあってエレベーターの保守管理をやるよということだと思いますが、防火シャッターとか、そういうのも建築基準法等で定められております。多分、病院ですから、そういうものがあるかと。消防のほうはスライドシャッターというものが出ているんですが、こっちは、出てないのはお金が小さいので出てないんだと思うんですが、一体どのような形になっているのか、その辺の説明をいただきたいと思えます。

あとは、これの30ページに企業債明細書というのがございまして、一番下なんか分かりやすいんですが、銀行等資金と、こういうようなことで、もう3つぐらい上へ行くと銀行等資金というのがある、未償還残高が両方合わせて1,100万ぐらいでしょうか、ございます。これは多分、政府のほうに財政融資ということでお願いすると、銀行から借りてくれと、こういう話になるものだと理解するんですが、そうすると、国からの交付金とかそういうものがないと思えます。

それで、国の交付金とかそういうようなものが、一体いつの時点で決まるんだと。何を言わんとしているかという、決まったんだしたら、ずっともらえるならば、これ安いんですよ、0.225%にしても、0.225%払うならこのぐらいのお金を払っちゃってその分、幾らかでも、赤字なんだから、利になったほうがいいんじゃないのと、そういうことはできないんですか、考えたことないんですかと、こういうような話でございまして。

あと、もう一つですね。現金、貯金が5億6,500幾らあるよと。これは当然、ある程度のお金がないと運営はしていけないのは事実でございまして。そういう中で、最近、ネット銀行というのがございましてね。ネット銀行は簡単に出し入れできまして、なおかつ金利がいいと。例えば私も持ってきましたけどね、オリックス銀行は100万円預ければ0.35%と書いてありますけども、ここら辺もその銀行の中に加えてみてはどうかという、これは提案で、今日その回答を云々とは言いませんが、その辺もどういふふう現金の管理をやっているんだということですね。ネット銀行がいいのか悪いのか、その辺も踏まえてご説明をお願いします。

以上です。

○議長（鈴木繁） 衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸）　それでは、一般会計22ページですね。委託料の中から、まずは布団類処分委託料、1,538万2,004円となります。この内訳の中で布団とか衣類、カーテン、そういった分類がなされているのかというご質問でございましたが、これは分類せずに布団類として処分させていただいているところでは。

その次が、その下に貯水槽清掃と飲料水分析業務委託でございました。こちらの飲料水でございますが、衛生センターについては水道、上水道が来てございませんので、施設の南東部のはじめの部分に井戸が掘られております。そちらでもって事業用にも使いつつ、職員なんかの飲料水としてもポットなんかに使っていると。そのための貯水槽の清掃と、飲料水質の分析をしているというものでございます。

続きまして、24ページ目は施設整備の委託料です。一番上の方になりますが、令和4年度としては729万3,000円お支払いをしているということでございます。こちらについては、議員さんご指摘のとおり、令和4年度と5年度で、ここに記載の基本計画、し尿のほうの業務を策定しているというところでございます。このところは主要施策のほうでも18ページだったと思いますが、こんな形で契約しているというものを書かせていただいております。この進捗状況についてということでございますが、昨年度から始まりまして、全部で6回の委員会を、今のところ予定してございます。昨年度中に2回開催いたしまして、今年度に1回、この次は第4回を近々開催したいというような内容で考えているところでございます。今まで第3回目まで進んでいるんですけど、3回目の時点で幾つかの事業所の、今ご質問がありましたような下水道放流方式ですとか、河川放流方式ですとか、その中でも幾つかの手法がありますので、それらについて事業者アンケートを取っているというところでございます。これを次回第4回会議にかけさせていただいて、検討させていただくというところとなっております。

衛生センターについては、以上でございます。

○議長（鈴木繁）　総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦）　それでは、私からは33ページ、2、物品の車両の件についてお答えさせていただきます。

車両ごとにどの施設、所属で管理しているかということだと思っておりますが、本日口頭でお答えするよりあとで資料のほう出ささせていただければと思いますので、ご了承願います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） まず、防火シャッターのことですかね。防火シャッターのほうは今現在3か所、ちょっと正確ではないんですが、3か所あるかと思います。詳細につきましては、大変申し訳ないんですが、調べさせていただきたいと思います。

あと、30ページの企業債明細ですが、渋井議員のおっしゃるとおり、起債に関しましては財政融資資金、それから銀行の資金のほうですね、銀行等資金。こちらのほうは財政融資資金というのが国のほうの財源分でありますので、そういったものの残りを銀行等資金というような形になっております。

確かに、議員のおっしゃるとおり少額の基金に関しましては現金もありますので、そちらで対応するという方法も一つの方法だとは思っております。何分、病院のほうも資金繰りというのが難しい部分もありますので、議員がおっしゃるように本当に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○2番（渋井由放） ネット銀行の話は、いいですよ、後で。じゃあね。今もう、はい。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） まず布団類ということで、多分、昔は衣類とか、衣類等とかって書いてあったような。今度は布団類ってなったのかなと思います。そうすると、何を言わんとしているかという、昔は衣類は売れた。今でも高根沢は売っている。で、この布団類という中身でごまかして、売れる物を隠していたと言われないようにしてもらいたい。その辺はしっかりと確認をしてもらって、いや、燃やしたほうがいいんだろう、3万5,000円だったかな、サンエコサーマル、1トン。燃やしたほうがいいんだわっていうのか、たとえ、ただでもとは言わないけど、トン1円でも売ったほうがいいんだわというふうになるのか、その辺をしっかりとご検討いただいて、私は、たとえ1円でも、持ってってでも、売ったほうがいいな、こういうふうに思います。

あとですね、この基本計画なんですけど、ある程度のところで議会のほうにもお示しいたいて、後でもめないようにするには、この辺のところとか、報告できるところがあればという、私なんか思うのは1年終わったので、1年あたりで、今はこんなような案配ですよと

報告会でも開いてもらおうと。今もめているのは志鳥だと決めまして、そんでこんな騒いでいるような話じゃなくて、前に情報でも提供いただければありがたいのかなと、こういうふうに思います。

あと、防火シャッターだとかそういうのは、もちろんきちんと点検やってあれしてるんだと思うんですけども、一体どういう人がどういうふうに通検するのがいいんだという、これ多分、建築基準法の関係なので、シャッター点検屋っていうんじゃないんだと思うんです。例えば一級建築士とかそういうのも含まれて、でも実際はやってくれるかどうかというのとは別問題なんですけど、どういう人がやれるんだと。で、幾らでやれるんだというのをしっかり検証していただければなと、こういうふうにあります。

あとはですね、のちほど報告いただけるという話なので、自分の持っているこの物品は、どこがこれだけ持ってる、どこがこれだけ持ってるというふうに頭に分けてやると、予算は分けてるんですから、そのほうがずっと見やすいんじゃないかと、こういうふうにして提案をさせていただきます。

で、あんまりしゃべらんじゃないって先輩から言われてるんでこの辺にしますが、できるだけ経費削減に努めてもらえるようお願いして、終わりとさせていただきます。

○議長（鈴木繁） 答弁はよろしいですか。

○2番（渋井由放） いいです、いいです。

○議長（鈴木繁） 分かりました。資料は、じゃあ後日提出ということでお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 一般会計歳出決算書10ページ、収入、雑入ですけども、一番上に資源物等売却収入というのが書かれています。ですから資源物は収入になるということなんですけど、一方、主要施策の成果の21ページを見ますと、(2)ごみ処理の中の、施設概要、運搬実績と書いてあって、運搬実績のほか、令和4年度ごみ搬入実績というところを見ると、区分のところ、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみと。ここまでごみなんです。で、その下が資源物なんです。その下を見ると合計欄。つまり、いわゆる収入にはならないごみと、資源物とが合計で一括りになっているんです。この書き方はちょっと改める必要があるのではないかとこのように思うんですが、どうなんでしょうか。

以上です。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 決算書10ページですね。資源物等売払収入が1,882万2,729円と載せさせていただいておまして、主要施策のほうでは21ページで、ごみ処理施設に搬入された実績、我々衛生センターのほうに搬入されたものの括りで書かせていただいております、お話にはなかったんですけども24ページ上段に、資源物の売払収入が載っているというような表となっております。

ちょっと、この表の話ですが、資源物の売払収入が1,879万3,700円でございます、決算のほうは1,882万2,729円。ここ差がありますが、ここは羽毛布団が2万9,029円あるものですから、それで突合しないような形になってございます。

書き方についていかがなのかというお話でございますが、これはちょっと検討させていただきたいと思います。こういった統計調査は栃木県などでも廃棄物に関して調査なんかをしていただいている、一般的にはこういう書き方をしているものがやっぱり多いと思いますので、その書き方が別の書き方ができるものなのかというのは、私は今の段階では分かりませんので、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 24ページに書かれているということなんですが、21ページだけ集中して見てみますと、要するに、ごみの中に資源物が含まれちゃっているんですよ。ですから私は、資源物とごみというのは区別すべきものではないかと思っているんです。「ごみ出してきてよ」とかって、一般的に家庭なんかでも言いますよね。これはお父さんの仕事だとか、そんなことで、家庭ごみとか、分かれているのではないかと思いますけれども、ごみという意識を変えて、これは資源になるんだと、資源物なんだということを、やはり広域とか、あるいは市とか町とか、意識的に資源物は増やそう、ごみは減らそうと、そういうことでないと、これが一緒になっていると、いつまでも減らないというか、どうなんでしょうね。要するに、片方が増えても、片方は減っちゃうと。合計すると同じだみたいになっちゃうので、やはり資源物は増やす、ごみは減らすと、明確に区別するためにも、書き方を工夫したほうがいいのではないかと思うわけです。

お答えは先ほどのもので結構です。以上です。

○議長（鈴木繁） 川俣議員、答弁よろしいですか。

○6番（川俣義雅） はい。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 私、質問項目につきましては前もって通告をしておりました。主要施策の中から6点ほどお伺いいたします。

17ページをお開きいただきたいと思います。ここに在宅当番医の件が記載されていますね。18の医療機関で患者数は1,618名を診察したとあります。そこでお伺いしたいのは、この委託料です。どのような方法なのか、1日幾らなのか、それとも患者数によって変わっているのか、これについてお伺いをしたいと思います。

2点目は18ページです。これは先ほど渋井議員も質問したんですが、し尿処理施設の基本計画策定業務、4年度は729万3,000円支払ったわけなんですけど、まず4年分についての成果品というのは、1つの冊子として、事業をして、それはその分だけでも運用できるような状況なのかについてお伺いしたいと思います。

それと、去年の決算書を見ましたら、令和2年、3年に策定したごみ処理施設整備基本計画です。これには2,112万円ほどかかっているんですが、これはもう運用されているかどうかについてお伺いしたいと思います。

次に、23ページです。これも同僚議員が質問したことなんですが、布団類の処分費ですね。およそ318トンの1,538万2,000円ほどかけて処分をしましたということになっていますね。これは決算書のほうにもありますが、私、このことはもう今回で3年続けて質問しているわけなんですけど、直営方式ということを検討されなかったのかどうか。衛生センター所長、前の所長、熊田所長からお聞きになってませんか、このことについてどうなのかですよ、直営がいいのか、それともやはり委託したほうが安上がりなのか、その辺の比較検討されたのかどうかについてお伺いをしたいと思います。

それとですね、もう一つ。資源物のうち衣類として233トン受け入れて、これは一切販売をしていないんですね。この処分委託料というのは幾らかかって、どこに書いてあるのか、これについてお伺いしたいと思います。それに、この衣類も資源ごみとして組合は出すわけ

ですよね。きちんと縛って出しているわけなんですけれども、これは売物として出しているわけなんですよね。しかし私は何年か前から分かってますから、私は布団をやると、私、20～30cmぐらいに切って袋に詰めて燃えるごみに出してます。衣類もそのような方法で、資源ごみとしては出しません。私はそのように指導したほうがいいんじゃないかと思いますが、ここら辺についても併せてお伺いをしたいと思います。

次、27ページを開いていただきたいと思います。ここに消防救急業務がありますね。消防の、救急車の業務、2,178回ほど出動したとありますね。これは昨日の新聞報道によりますと、県内平均、搬送まで44分ほどを要したとあるわけなんです、この組合ではどのぐらいで、平均、輸送されているのかについてお伺いをしたいと思います。

次に、28ページにドクターヘリの件がありますね。ドクターヘリ要請の件です。61件ほど要請があったうち、34名が搬送したそうなんです、ドクターヘリを使った場合に利用者負担がかかるんだというような話を聞いておりますが、このことについてお伺いをしたいと思います。

次、38ページを開いていただきたいと思います。ここに事業内容が診療科目ごとにありまして、内科は1億600万円ほど増収につながっていますが、外科と眼科は昨年に引き続きまして減収が続いています。その理由と対策についてお伺いしたいと思います。

続いて、一般会計の予算、これ私も歳入歳出を見ますと、まず歳入で予算額に満たないところがありましたね。特に衛生費の手数料が予算額に満たない、169万8,000円もマイナスになっています。これはなぜ3月の補正の際にこういうものをマイナスにしなかったのかです。あと、雑入の資源物売払代金は予算額が1,052万2,000円、これは私の通知には書いてなかったですが、決算が1,880万3,000円です。そうしますと予算よりも830万円ほど増額になっていますね。こういうことについても、これほど増額になったんでしたら3月に補正すべきではなかったんですか。

それに、歳出で3月に補正をしていながら不用額となっているところがありますよね。例えば、ごみ処理の光熱費です。3月に1,000万円増額していながら、1,071万1,000円。この補正額以上に不用額として残っているんですよね。なぜこういうことをしているのかです。

あと、この訴訟の費用ですね。これは3月に646万円ほど補正をしたんですが、結果的に319万円ほど残金出てしまったですね。これらについても、なぜこの3月に修正できなかったのか。これほど補正しなくてもよかったのではないかというような気がするんです。この辺についてお伺いしたいと思います。

次、21ページ、病院の決算書です。病院の決算の21ページですが、ここに重要契約の

要旨が載っていますよね、21項目もありますが、その中の一番下、薬剤師派遣業務、828万9,000円ほど要したわけなんですけど、令和4年度で初めての事業ですね。この内容についてお伺いをしたいと思います。

27ページを開いていただきたいと思います。この中の材料費ですね。薬品とか診療材料費とありますが、こういった材料も合わせて3億9,900万円ほどあるわけなんですけど、この購入価格の決定方法というのはどのような方法で決めて買われているのかお伺いしたいと思います。

もう2点、消滅時効とした平成29年度未収金、これ、実は決算意見書の中の8ページに載っていたわけなんですけど、61万1,301円ほどあったそうですね。このいきさつについてお伺いしたいと思います。

それと最後なんですけど、29ページ。29ページの投資その他の資産のうち、一番下ですね、その一番下なんですけど長期前払消費税というのがありますね、年度末現在残高が1億をこえているわけなんですけど、この内容について説明をいただきたいと思います。

それともう一つ、病院会計のことで申し上げたいと思うんですけど、この決算書1ページに、病院事業の大ざっぱな数字が出ているわけなんですけど、医業収益の予算が26億4,000万円のところ、決算で23億5,000万円ですね。で、予算不足が2億8,000万円ほど出ています。これはこうであるであろうというような希望的な観測から、予算計上すべきではないんじゃないかなというのが私の感想です。これについて、何かコメントがありましたらお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） 今、中山議員からご質問のあった件で、管理課長からは5件お答えを申し上げたいと思います。

まず、主要施策の17ページ、在宅当番医制の委託料についてでございます。金額的には902万円だと思うんですけど、まず、内訳なんですけど、大きく2種類です。この在宅当番医制を行うに当たっての事務委託がここの2階にあります医師会にお頼みしておりますので、その事業運営費という形で405万円、合わせまして当番医委託、休日、旗日で1か所当たり1日開けていただくと7万円。4年度につきましては71日間、日曜ないし祝日がありましたので、それが497万円。合わせますと902万円が実績となってございます。

続きまして、一般会計決算書の6ページ。これにつきましては、簡単に言うと歳入、予算

現額が収入済額に満たないですよというようなご質問かと思えます。ちなみに今回の令和4年の予算現額をたてるに当たりましては、令和3年度の実績を加味してございました。令和3年度の予算現額につきましても、同額の4,449万円を計上しているところ、実績といたしましては18万1,000円増の結果でございました。ですので、令和4年度の予算現額についてもそれ相応の手数料の収入が入るといふふうに見込んでおりました。令和5年2月の補正した時点において、こちらの予算現額を割り込むという要因がちょっと少なかったため、補正の対象とはしなかった経緯がございます。

続きまして、一般会計決算書の18ページでございますかね。し尿処理費の800万円を超える残でございます。基本的に大きく影響しているのは光熱費のほうになってございます。これは次の20ページのごみ処理の光熱水費と附随するわけでございますけれども、ごみ処理とし尿処理の光熱水費の補正は9月の第2号補正と12月の第3号補正でそれぞれ増額の補正をさせていただきました。なぜ2月の議会で減額の補正をしなかったのかということになるかと思えますけれども、基本的に2月の補正を組む段階におきまして、燃料調整費の状況というのはちょっと高めに見ていたということもありますけれども、実際に蓋を開けてみると、上昇率が鈍化、あまりそれほど上がらなかったということがあります。あと、これは手前の中身の内情になってしまうんですが、ある一つの側面といたしまして、翌年度に繰り越すべき財源の確保というのがちょっと絡んでいるということもございまして、減額の補正の対応はしなかったということになってございます。18ページ、20ページにも書いております。

あと、一般会計24ページ、訴訟でございます。こちらにつきましては、ご案内のとおり控訴審判決でございますけれども、控訴審判決が出た後、令和5年2月の第4号補正でこの着手金を補正させていただいたわけですが、実際に補正予算を策定する前にうちのほうの訴額、いわゆる訴えられている額でございますが、2億3,561万6,000円になります。着手金の算定基準というのは、基本的にはそれに3%乗じた数になります。税込みですと853万4,328円というのが基本的な着手金額になるんですけれども、阿部先生にお頼みしておるわけですが、阿部先生側より組合側に有利になるよう考慮していただいた結果、2月補正の第4号補正におけます見積りを徴取したところ、20%引きで見積りのほうをいただいたところでございます。20%引きにしますと、682万7,462円というのが本来の着手金になると。この額を令和5年2月の補正で上げさせていただきました。

それで、これからからくりがあるんですが、第二審の結果、ご案内のとおり全面勝訴という形になりました。こういった内容も含め、阿部先生側から、実際の契約金額は着手金の基準が先ほどの853万4,328円とありましたけれども、それから30%引きでいいですよ

というご提示がございました。契約を提示するに当たって。それに、なおかつ上告受理申立書というのがありまして、これは説明をさせてもらったときもございますけれども、敦賀市側から上告、金沢の高等裁判所のほうに上告しましたよという通知をもらって、それに対して、その後、最高裁に資料が移るわけですが、最高裁からの答弁書を提出することが生じるのであれば、30%引き、全額をいただきたいということがあったんですが、答弁書を提出する機会がなかったということです。30%引きで、なおかつ半額、金額といたしますと298万7,014円になるんですが、結局、令和4年度に上告審で契約した額が今の額になります。

したがって、不用額が生じる、390万円強ございますけれども、半額になったというのと、見積った額よりも安くなって、半額になって、なおかつ実費弁償分も生じなかったということが不用増の原因となっているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） それでは、順を追ってお答えします。

主要施策18ページのし尿処理施設整備基本計画策定委託料の件でございます。ここに書かせていただきましたとおり、令和4年度と5年度でし尿の基本計画を策定しているところでございます。4年度に729万3,000円をお支払いしていて、5年度も支払いの予定があるということでございます。これに対して、財源として環境省からの補助金を令和4年度についても頂戴してございますし、令和5年度についてもいただくという運びでございます。

その成果はどこまでというお話もございました。先ほど渋井議員にもお答えしたと思うんですけども、令和4年度中に2回の委員会を開催させていただきました。その2回の委員会の中で、どのような水処理方式があるのか。先ほどもお話ししましたが、大きく分けると、河川放流方式と下水道放流方式がある。さらにその具体的水処理方式については、標準脱窒素処理方式とか、幾つか処理方式がございます。そういった水処理の方式、それと資源化の方式について検討してまいりました。それらについて会議の中でまとめたものが令和4年度の実績となっております。成果ということですね。

続きまして、次の質問は、今回の決算ということではないんですが、令和2年、3年に策定したごみ処理施設基本計画ですね。2,112万円の支出があった、おっしゃるとおりで

ございます。令和2年度に1,056万円、令和3年度に1,056万円、支出させていた
きまして、令和4、5と同様に、やはり環境省補助の循環型社会形成推進交付金を頂戴して
ございます。じゃあ、この計画を策定した後、それが動いているのかというお話でございま
すが、基本計画の中で計画策定後に地質調査をしましたりというような予定で挙げさせて
いただいておりますが、そちらについてはまだ動いていないという状況でございます。

次の質問、主要施策の23ページでございます。布団処理の関係ですね。先ほどもご質問
がありましたが、布団の処分費が1,500万円なにがしということだけれども、これにつ
いての直営方式を検討したのかと、前所長からの引継ぎがあったのかというお話でござい
ます。こちらについては引継ぎを受けまして、私のほうでも前にいただいた書類を、引き継
がれた書類をちょっと検証いたしまして、中身を見てみました。毎年1,500万円程度の
処理委託料がかかっている状況でございます。対して直営にした場合には、新たに裁断機、
よくギロチンという縦型の裁断機ですね。それを入れたり、あとはヤード、建屋を建てたり
という必要がございます。今のごみ処理施設、皆さんご存じのとおりプラットフォームに入
っていただいてすぐに粗大ごみ破碎機があって、物が入るスペースがないような状況でご
ざいます。なので、多分ですけれども、今あるヤードの付近に新しいヤードをつくる、ちょ
っと増設するとか、そういう必要があります。そういったことを含めまして、あとは布団
の量を処理したりというような人件費、灰を処理したり、あとはギロチンのメンテナンスを
したりということを計算していきますと、従来でざっくりと比較してみたところ、委託を毎
年1,500万円からやった場合には10年で1億5,000万円になります。直営でギロ
チンを導入してやった場合には2億5,000万円ぐらいはかかりそうだというふうに算
定をいたしました。今の施設側の都合があるので、なかなか投資効果が見込みづらいのだろ
うかというふうに考えたところでございます。

次の質問は、資源物の内訳です。23ページ、資源物、衣類については233トンと書か
せていただいておりますが、こちらについては先ほども、この上です、23ページの布団類
の中で焼却処分をさせていただいております。この中で焼却しておりますので、1,538
万2,000円、令和4年度はですね、この金額かかっておりますので、4万4,000円掛
ける税というふうな価格になってございます。衣料についても233トン掛ける4万4,0
00円掛ける税、1,127万7,200円相当がこの経費にかかっているというようなど
ころです。

コロナの前までは衣類については売れていたんですが、コロナ以降は残念ながら売れな
くなっておりまして、今も見積み合わせはしているんですけども、価格が出てきていない
状況でございます。

ここまでですね。以上です。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） 消防に関するご質問がありましたのでご説明いたします。

まず、施策27ページにあります救急業務に関して、搬送までに県内では44分かかっているという状況ですがいかがでしょうかというご質問でしたが、一昨日の下野新聞による発表は2021年令和3年中の119番受信から医療機関へ収容した時間のデータであるかと思えます。令和3年中ですと、当本部は48.0分であります。

続きまして28ページ、ドクターヘリの要求の件でございますが、利用者の負担金はいかがですかということでございますが、搬送費用についてはかかりません。国または県がドクターヘリの運用に関しては経費を持っております。それに対して医療処置に関する費用はかかります。金額はちょっと分かりませんが、かかりますということです。

以上であります。

○議長（鈴木繁） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（梅山裕隆） 私のほうからは、2点ほど回答させていただきます。主要施策38ページ、那須南病院、内科は増収になったが外科及び眼科は昨年に続き減収が続いているということについてお答えします。外科及び眼科の減収につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により手術ができなかったためとなります。したがって、減収の要因は新型コロナウイルス感染症の影響によることから今後の感染症の推移を見守っていきたいと考えております。

続きまして病院事業決算27ページ、病院事業の消滅時効とした平成29年の未収金61万1,301円についてお答えいたします。内訳としましては入院51万1,961円、11件、8人分、外来9万9,340円、11件、10人分となっております。

以上になります。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） 私のほうは病院事業決算21ページの薬剤師派遣業務の業

務内容についてお答えします。

業務内容につきましては1名の薬剤師の派遣を委託しております。経緯としましては、令和4年度まで4名体制でありましたが、その後、1名が退職、1名が会計年度職員に異動しております。業務に支障をきたしており、薬剤師の獲得が大変難しかったために、薬剤師の派遣をいたしております。業務内容につきましては、入院、外来患者の調剤業務、あと注射薬剤の管理等を行っております。

続きまして、材料費の購入価格の決定のほうですね。こちらのほうはおおむね年間使用するものに対しては単価による見積合わせで決定しております。こちら単価のほうは1品、1品確認して安いところを採用するというような形になっております。

続きまして、決算書29ページ、投資その他の資産のうち長期前払消費税につきましては、控除対象外の消費税を計算した累計額という形になっております。

それで、例えば下、その年度に計上したものを20年で均等割で減少という形になります。この数値が811万7,037円というような形になっています。こちらのほうが損益計算書のほうに計上されるような形になっています。

以上です。

○議長（鈴木繁） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 一通りご答弁をいただきました。課長さんによってはちょっと長々とした答弁がありましたね。もうちょっと簡潔明瞭なご答弁をこれからお願いしたいと思います。

それと、これは衛生センター所長さん、新しく設備を備えるとすると2億5,000万円ぐらい投資しなくてはならないというのは、こういうことあるんですか。ちょっと私も理解できないんですが、これは一挙に2億5,000万円投資して、これは1年で済むわけではないですね。これは何年か利用できるわけなんです、それでもやはりこの委託のが安上がりなのか、ちょっと私も疑問を持ったところです、この辺のところはさらに検討してみてください。了解しました。

○議長（鈴木繁） 中山議員、答弁はよろしいですか。

○5番（中山五男） はい。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） すみません、時間もあれなので、ちょっと私のほうから簡単にお伺いしたいことが2点あります。まず、昨年からコロナ禍の状況が変わってきて、今年からは5類になってということで、それまで市町のほうには臨時交付金とかいろんなものが入ってきて、世の中の情勢が変わってくる中で、自治体の事務上の、事務や業務の中でもDX化の状況だったりペーパーレス化の状況、また各支払における出納、そういったことにおけるキャッシュレス化についてどのような進展があったか教えてください。

あと、これはちょっと興味からお伺いするんですけども、病院のほうで、まあ分かればなんですけども、主要施策の43ページとか44ページを見せていただくと、入院患者、外来患者のほうで基本的に那須烏山市のほうは令和3年度のほうでは対前年度比で増えているんですけども、那珂川町の場合は対前年度比で減っているんですね。むしろ昨年が3年度はちょっと増えている状況から減っているところなんですけども、これは私の推測なんですけども、コロナ禍の状況で診療控えとかそういったものがある中で、ちょっと病院に行きづらかった環境の中で、ちょっと家から離れたところのほうが行きやすかった方が増えたとか、そういった状況があったりするんでしょうか。コロナの診察でPCRとかでも市外からも結構来られたということなので、こら辺ちょっとどのように分析されているか教えてください。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） それでは、私のほうから管理課長のほうでのご答弁をさせていただきます。

まず、DX化とか、ペーパーレスとか、キャッシュレスとか、現場のところの進捗状況についてでございます。議員おっしゃるとおり、この広域においてもいろいろそういったものは求められてきてございます。実際に財務省宛てに起債の申請をするのも今はインターネットというか、電子申請を行います。あと、なつかしいんですが、一般会計とか病院会計も同じなんですけども、足銀との間に公金関係、今現在のところはフロッピーディスクでデータを送っている状況でございます。年内にそちらインターネット回線を使いまして、いわゆる個人でいうとインターネットバンキングと同じような内容で通信を始める予定でございます。コロナ禍になってということで、徐々にペーパーレス、DX化に対応してきている

のが今の実情でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） 私もDX化とキャッシュレス化の答えをいたします。まずDX化の部分では財務会計システムのほうのサーバーをなくしまして、クラウド化のほうの進められているところであります。それからもう一つが、大きな事業としましては、今年度やはり今まで病院のほうは現金決済なのですがキャッシュカードの決済も取り入れようとして取り組んでおります。

以上です。

○議長（鈴木繁） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 診療実績についてのご質問ですけれども、那珂川町さんに関しましてはそれほどこれはいずれにしても横ばいというふうを考えております。コロナ禍でいろいろ本当に目まぐるしく診療の状況が変わってましたので、そのあくまで平均値ということととらえていただければなと思います。この那須烏山市少し増えましたのは、コロナの患者さん、発熱患者さんが近くということもあって病院にかかりやすかったのかなというふうには捉えておりますし、那珂川町さんのほうでは開業医の先生が非常にがんばって診療なさっていただいたということも減の一因かなというふうには考えていますが、あくまでもこれは平均値でございますので、なかなか一言でお答えすることは難しいと思います。

○議長（鈴木繁） 4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 一通り答弁いただきました。

DX化の件に関してですが、これは議会のほうで考えておかなければならないことだったんですけれども、こちらやはり皆さん、市、町からかなりハイスペックなタブレットをいただいているので、DX化はやっぱりどんどん進めていかなきゃと思うんですが、DX化を進めていくに当たってこういったちょっと役所じみたというか、そういったところでやっぱり問題になるのが、デジタル資料と紙資料、両方をそろえることが職員の負担になると

思うんですね。そういったところをうまく考えて、せっかくやるDX化であれば職員さん、関係する方の業務負担を減らしていく方向でどんどんやっていっていただきたいと思います。

病院のほうでもキャッシュレス化が始まるということで、キャッシュレス化じゃなくて、クレジットカードですかね。今もう市で商品券事業とかでいろいろキャッシュレス化が始まって、那須烏山市のほうなんですけれども、かなり賑わいを見せているようです。その中でもやっぱり利用者の方の利便性を鑑みて、あとやっぱり現金でやるよりいろいろ感染リスクとかも下がったりするのかなとちょっと思ったりするので、ぜひとも、経費はかかることなんですけれども進めていただきたいと思います。

あと、那珂川町のほうの外来や入院患者が増えた（令和3年度）ということで、もしかしたら新規の方が多かったのかなとかちょっと思ったりしたんですけれども、せっかく来ていただいた患者さんですから、しっかり那須南病院のよさに気づいていただいて、しっかり新規の患者さんの獲得をしていただきたいと思います。

何かあれば意見をお願いします。

○議長（鈴木繁） 病院長。

○病院長（宮澤保春） ありがとうございます。これから、5類になりまして、一般の患者さんがだんだん増えてきている現状でございますので、この流れで那珂川町の方々にもご利用いただけるような病院にしていきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） 先ほどのいわゆるキャッシュレス決済は、クレジットカードの間違いです。大変申し訳ございません。

○議長（鈴木繁） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○6番（中山五男） すみません、1点追加してよろしいでしょうか。

○議長（鈴木繁） あと1回。中山五男議員。

○6番(中山五男) この病院運営というのは、そうするところは一市一町で負担をしているわけですね。それとこの病院の患者の約10%は管外から来ているわけです。そこで、管外の患者に対する国や県からの交付金か何か、そういうものは何かあるのでしょうか。あるかないかについてお伺いします。

○議長(鈴木繁) 病院総務課長。

○病院総務課長(齋藤浩文) 管外の方は今のところありません。

○6番(中山五男) 特例の交付税はないということですね。

○病院総務課長(齋藤浩文) そうです。

○6番(中山五男) はい、分かりました。了解しました。

○議長(鈴木繁) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(鈴木繁) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(鈴木繁) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

認定第1号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、認定第1号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第2号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、認定第2号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。再開は14時40分といたします。

【休憩】（午後2時32分）

【再開】（午後2時40分）

◎日程第10 一般質問

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

日程第10 一般質問を行います。

一般質問の時間は、質問・答弁を合わせて60分です。残り5分になりましたらベルを鳴らします。また、60分を超えた場合は制止いたしますので、ご了承ください。

では、通告に基づき、2番、渋井由放議員の発言を許可します。

2番、渋井由放議員。

〔 渋井由放議員 登壇 〕

○2番（渋井由放） 皆さん、こんにちは。2番、渋井由放でございます。ただいま鈴木議長より発言の許しをいただきました。一般質問通告書に従いまして質問をいたします。執行部におきましては、明快なる答弁をお願い申し上げたいと思います。また、議場に足を運んでいただいている皆様、誠にありがとうございます。

1 項目めは、地球温暖化対策と J-クレジットの利活用についてでございます。

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適正な森林管理による二酸化炭素等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度でございます。国により運営をされています。

本制度により創出されたクレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用ができます。

そこで伺います。まず、(1)ですけれども、那須南病院では、空調の設備を更新いたしました。これにより電気の使用量削減につながったのか、まずは伺います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 那須南病院において実施した空調設備の更新における電気使用量削減についての質問にお答えいたします。

那須南病院の空調設備につきましては、病院を運営するうえで重要な設備であります、耐用年数を経過していたことから、設備の安定利用及び延命化を図ることを目的に、令和3年度に更新を行いました。

議員ご質問の空調設備の電気使用量であります、空調設備に対し電気メーターやセンサーを設置していなかったため、個別の使用量及び削減量を計測することはできませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、病院全体での電気使用量について比較をしますと、更新前の令和元年度と更新後の令和4年度では、月平均で約4,300kWhの減、令和2年度と令和4年度は、月平均で約2,300kWhの減となっております。

空調設備の電気使用量につきましては、気温や天候に大きく影響を受けることから、削減効果が分かりにくい場合もありますが、設備の更新により機能性の回復・向上が図られたため、電気使用量の削減及び節電効果につながっているものと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） ありがとうございます。まず、何でこの電気の使用量の話をしたかという、今、市長がおっしゃるように、電気の使用量、当然、今年なんか暑くてどうにもならなくて、というようなこともございます。だから、単純に比較は当然できないんですけ

れども、J-クレジットはモニタリング制度、要は、こういうことで計測すればこれだけ減るはずだ、だからこうなんだとかというような計画を立てると。その計画を立てることによって、それが承認されれば自然と二酸化炭素削減量が出てくると、こういう思想でございます。

そんな簡単ではないと思うんですが、そういうことはできるんであろうかと、こういうふうに思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） J-クレジットにつきましては、認証されればモニタリングなどの調査がありますので、有意義な制度だと思っております。ただ、今回、空調システムの継続使用につきましては、効果が著しく低下しました熱源機器の更新であります。そのために、空調システムの冷暖房能力に合致した熱源機器とする必要がありまして、既存と同等の能力のものを採用しております。そのためにJ-クレジットは、モニタリングをやらなないとはいっきりとは申し上げられませんが、なかなか難しいのではないかと。で、熱源機器のために重油のほうがあります。そちらのほうは、先ほど電気使用量のほうは減ってるんですが、若干増えてしまっているという状況になります。

以上です。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） まず、J-クレジットという、そういう制度があるんだ。だから、それを確認してみようかというようなことを考えたことはございますか。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） 大変申し訳ございませんが、議員に教えていただくまではこちらで分かりませんでした。

以上です。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番(渋井由放) 私はいつも言うんです。大きい設備をするときは、もしかすると何かあるのではないかと、今までと同じように替えればいいやというのではないよと。変革と
いいですか、儲けといいですか、そういうものが出ないのではないのかな。こういうふう
に思うんです。ただ、私ももうちょっと前にこれが分かれば皆さんにお伝えができて、も
しかすると幾らかでもプラスになったかなという、自分でも反省はしているところなん
ですね。

あとは、私は那須烏山市ではコピー行政というふうに呼ばさせていただいております
けれども、今までと同じことが当たり前だという考えでは進歩がないわけでございます。
少しでも進歩をしていただくようにいろいろと知恵を絞っていただきたい。何かやる
ときは広く調べていただきたい。こういうふう思うわけなんですね。

そういうのができるかどうかは別にして、例えば、病院なんかはいろんな新しい機器の
導入というのはございますんで、そういうものがこういうのに値するとは思いません
が、案外、見つけることができるかもしれないと、そんなようなことを思ってこれ
からは取り組んでいただきたいと、こういうふう思うんですけれども、その点はいか
がですか。

○議長(鈴木繁) 病院総務課長。

○病院総務課長(齋藤浩文) 今回、議員のほうからJ-クレジットということをご提案
いただきまして、大変勉強になりました。今後、病院のほうの整備とか、医療機器は
ちょっと分からないんですが、そういうものが対象になるようであれば、さらに調
べて対応してまいりたいと思っております。

○議長(鈴木繁) 渋井由放議員。

○2番(渋井由放) 是非ですね、どんな小さいことでも、チャレンジと言ってやっ
ちゃって失敗というのも問題があるんですが、一つ一つ検証するという必要があ
らうと、こういうふう思うんですね。やっぱりこれは組合長の姿勢次第という
か、トップマネジメント、こういうことだと思いますけれども、組合長、考
えとしてはいかがですか。

○議長(鈴木繁) 組合長。

○組合長(川俣純子) ありがとうございます。いつもいろんな新しい提言を渋
井議員からいただいておりますので、いろんなことを変えてきております。ただ、
ちょっとお時間を

いただいて、検討する時間が多い広域であり、議会には多くなっておりますので、そのうち検討等、そして結果を報告させていただき、発展していけるように努めてまいりたいと思いますので、今後ともアイデア、そしていろんなご助言をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 続きまして、（2）の質問にまいりたいと思います。

ホームページを見ますと、あと、現場を見ますとですが、令和5年8月21日から令和6年3月15日の工期で、那須南病院屋上及び外壁全面工事が開始をされたようでございます。足場の建設から始まったというふうに考えておりますけれども、この工事に関して、まずは塗装工事が行われるのか。多分ないと思うんですが、行われるとすれば、その塗料は断熱塗料なのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 那須南病院屋上及び外壁工事に係る塗装工事についてのご質問にお答えいたします。

那須南病院の屋上及び外壁改修工事につきましては、令和5年6月14日付けで契約し、工期については、6月15日から令和6年3月15日までとしております。工程につきましては、初めに現場調査等を行い、8月21日から仮設事務所の設置及び仮設足場の設置を行っております。

外壁工事につきましては全面打診調査を行うとともに、外壁タイルの欠損箇所の張り替え、補修、ひび割れや浮きのある箇所の改修を行うものであり、塗装工事に関しましては、一部のみ実施する予定であります。部分的な塗装となることから、断熱塗料による断熱効果を期待することは難しく、今回の外壁工事においては断熱塗料の使用予定はありません。

本工事につきましては、外壁調査と施設の延命化を図るための工事であり、必要最低限の工事としておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 話はもともと分かっていることなんですけど、ちょうど足場がかか

ったということで、足場の費用って一定割合かかるのかなというふうに思うわけです。それなりの工事費の中の占めるボリュームですね。急に思い立ったんでこういう質問をしたんですが、せっかく足場をかけた。そしたら、もしかすると一石二鳥を何かできないかなというふうに思っているいろいろ調べてみますと、断熱塗料に行き着いた。それで、例えばですが、断熱塗料といっても種類がどうもたくさんあるようで、業者の名前は言いません。どれがいいかというわけじゃありませんけれども、もしそういう計算をして、断熱効果が高ければ二酸化炭素の削減、すなわち電気代の削減と、こういうふうにつながっていくのかなというふうに思うわけなんですね。

こういう千載一遇のチャンスなので、費用対効果、もし全面断熱塗料でやると二酸化炭素の削減につながる、イコール電気代の削減になるというような、こういうことを検証すると。そういうふうなことはできますでしょうか。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） まず、断熱塗装の検証という形だと思うんですが、こちらに関しては、断熱塗装工事の場合、断熱効果と言われると。私も若干調べてはみたんですが、全体を断熱効果したほうが効果がある。さらに外壁の塗料及び窓関係、そういう開口部と言われるところですかね、そういったところも施工すると効果が高い。そういったところを検証していくということもあるかと思えます。

ただ、今すぐこの断熱塗料をやるかと言われますと、費用もかなり大きくなってしまわないかなというふうに考えています。また、工事費につきましては、先ほどもお話をしましたが、病院、企業債を入れておりまして、起債計画書もすでに財務事務所のほうに提出しておりまして、なかなか大掛かりな変更というのは難しいという状況になっております。以上です。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 今、世界的に地球温暖化というのが問題になっておりまして、地球温暖化を防ぐための様々な施策が出ております。断熱効果をよくして電気代を使わない、エアコンを少なくするとか、そういうのがございますので、なかなか難しいということがあるようです。開口部がやっぱり一番熱が逃げるんですね。多分、費用対効果があれかという、その議論は難しいかもしれませんので、図面を私にいただけませんか。図面をいた

できれば、一生懸命面積を測って、塗装工事が幾らかかるとか、もしあれだったらこういうことをやってもっと検証ができるとかというふうには、自分なりに勉強したい。と、こういうふうにするんですが、その点はいかがですか。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） 図面のほうをお貸しできるかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 病院は、今年度リース事業というんですか、LEDのリース事業、これをやるということになっていますが、その点の確認だけ、1つお願いします。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） 今年度、LEDの導入のほうを進めています。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） これは私、平成29年2月24日に一般質問をさせていただいております。一般質問で、LEDのESCO事業であるとかリース事業、この提案をさせていただきました。そのときは大谷組合長でしたが、前向きにと言って、あれから何年かという、令和5年度の実施ということなので、検討すること5年、実施するのに6年、こういうような塩梅なわけでございます。

検討するのは結構ですし、リース事業とかそういうようなのはお金がかからない事業ですから、速やかにやってもらったほうがよろしいんじゃないのかというふうにするんですね。それで二酸化炭素の削減、いわゆる電気使用量というんですか、下がるようなことがあれば万々歳だと。検討すること5年で、一体何を検討していたんだということなんだ。もう那須烏山市なんかどうの昔にやっているわけですからね。行って聞いてくればすぐ、歩いてだって、LEDリースになっているところが分かるわけなんですよ。これは言ってもあれなんですけど、できるだけ速やかにこの検討をしてもらいたい、というふうにするんです。

今回は私が検討しますから。足場はあつという間に外れちゃうんで、概算でも検討させて、今、図面をいただけるということなんですね。執行権がないんで、検討だけはして、もちろん執行はしませんけど。先ほども言いましたけど、無駄がないようにするにはどうするんだと、一石二鳥の儲け話はないかとかということ。病院は企業会計ですから、利益を追求するとは言いませんが、ある程度利益がないと駄目なんだと思うんですね。コピー行政から脱却して、考える。考えるというのは、検討するじゃないですからね。考えて実行する、そういうふうにしていただければなと、こういうふう思うんですが、組合長、いかがですか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） ありがとうございます。いつもいろんな提案をしていただいて、確かにLED化は市のほうは進めさせていただきました。ただ、病院のほうで、その期日もありますし、あと替えるという時期もありましたので、ちょっと遅れたかなと思っておりますが、今回その案がやっと実行できることになりましたので、その評価をしていただきたいなと思っております。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） もちろん評価させていただいております。その評価の結果が、考えること5年、実行するのに6年という評価でございます。

今度は次に行きたい、こういうふう思っております。2項目めでございますけれども、国のほうでもプラスチックの循環という、そういう法令ができていますが、栃木県プラスチック資源循環条例についてでございます。

栃木県は、令和2年3月10日に栃木県プラスチック循環推進条例を公布し、当日施行をしたところでございます。その中に、市町村との連携等という項目がございます。栃木県には村は無いんですが、このように書いてあります。第6条になりますが、市町村と連携及び協力を図る。プラスチック資源循環の推進に関する施策を確実かつ効率的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じたプラスチック資源循環の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする、このようになっておりますけれども、栃木県から何か助言とか情報の提供があったのか、あるとすればどのようなことがあったのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 栃木県プラスチック資源循環推進条例第6条に定められた県からの助言や情報提供についての質問にお答えいたします。

栃木県プラスチック資源循環推進条例につきましては、議員提案により成立し、令和2年3月から施行されておりますが、同様の趣旨の条例としては全国初のものであったと伺っております。

主な内容は、循環型社会の形成に向けたプラスチック資源循環の推進に関し、県や市町村、事業者、県民の責務を明らかにするとともに、基本指針等の施策の基本となる事項を定めたものであります。

議員ご質問の第6条は、県が市町村と連携・協力を図り、施策推進のために助言、情報提供を行うところを定めたもので、これに基づき実施された事業であります。本年度は5月に県と市町の勉強会が開催されております。勉強会では、県のプラスチックごみに対する取組や、プラスチック資源循環推進法に基づく分別回収の県内の実施状況、プラスチック製品の分別収集のメリット・デメリット、先進的モデル形成支援事業や那須塩原市の実証事業などについて情報提供がなされました。また、質疑応答や意見交換も行われ、参加者の共通認識が図られたところであります。

本条例の趣旨に則り、プラスチック資源の循環が推進されるよう、必要に応じ、県に対し助言を求めていると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） はっきりと大した情報はないということですが、栃木県内の様々な町や市の取組の情報公開や、どういうふうにあるべきかというような話合いは行われているようでございます。

これ、一番重要なことは、市長もお話をしてくれましたが、議員発議ででき上がったということなんですね。珍しいと思うんですよ、議員発議というのは。プラスチックを回収することによって、それを燃やさない、再利用することによって二酸化炭素の削減をして、地球温暖化防止に努めようじゃないかという強い意思の表れだと、こういうふう思うわけでございます。

先進地の取組とか、そういうものをしっかり話を聞いてきて、うちのほうの広域なり市町なりに活かしていこうと、こういうような考えだということによろしいですか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） おっしゃるとおりです。県のアドバイスなどをいただいておりますので、それらを参考にしながら、市と町と広域において環境衛生部会がございますので、そちらでいろいろ検討をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 今、一生懸命検討していること何年という話はしましたけれども、簡単に言いますと、プラスチックを再生することで前向きに進むということであれば、裏を返すこと、あとはこれは川俣議員に任せますけれども、いわゆる生ごみや紙類や何とかかんとか、ほとんどのごみは再生することができるということでございます。逆を言えば、プラスチックを回収することによって、熱回収施設、一般的に言う焼却炉を約100億円かけてつくる必要はないのではないのかなと、こういうふうに思うわけです。もちろんどうしても燃やさなきゃいけないものは出てくると、こういうふうに思いますけれども、今後、プラスチックの循環に前向きに本当に取り組むのかと、こういうことはどういうふうに考えているのかということを再度お尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） プラスチックごみの削減ですね。容リプラの問題がありましたし、今プラスチック製品をやりましょうというふうになってございますが、各市町とも大変苦勞しております、多くの市町村でなかなか取り組めていなかったり、少しずつ取組が始まっているような状況でございます。

先ほどもお話ししましたが、1市1町の環境衛生部会、今年度も既に2回開催してございまして、また近々、集まりを持つ予定でございます。部会長を差し置いてはちょっと言えないんですけど、もちろん前向きに、やれることから段階的に、まさに県の条例にありまして、地域の実情がございますので、そういった事情も踏まえながら徐々に進めていきたいというふうに考えてございます。那珂川町さんなんかでも、今回、廃プラの別途回収なん

かを企画していただいています、少しずつそういうことをやっていく途中でございます。
以上です。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 確かに地元の様々な事情はあると、こういうことでございます。ただ、この考え方一つで、志島に建設しようとしている熱回収施設がもう根底から覆っちゃうぐらいの話かなと思っているんですね。それと、まずは二酸化炭素の削減になるわけです。地球温暖化防止、こういうことで、今、国連でも何でもやっているわけです、SDGsなんということですね。私に言わせれば、先ほども言いましたけれども、J-クレジットとか、こういうプラスチックの再生の法令、条例、そういう新しい時代に合わせていろんなものが出てきているわけです。そういうことを踏まえれば、10年前の古臭い、私に言わせればです。これは違うよと言えればそれでいいんですが、私の主観ですから。古臭いカビの生えたごみのような計画を後生大事に持ってきて、志島の皆さんどうですかと、こういうことこそ私は時代遅れで滑稽ではないのかな、こういうふうに思うんですけれども、やっぱりこれはほとんど進めていくということに変わりはないんでしょうか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 10年前に決めたというのは、確かに私も議員の頃だったので、そういう話を受けています。それで皆さんからの見直しが必要ではないかというご意見を市からもいただいていますし、広域からもいただいています。町からもいただいているので、少しずつ変えようということで、し尿処理も変化をさせていただく時間をもらっています。ごみのほうも同じです。決して同じものをやろうということを伝えているわけではないのは、何回も私のほうでは伝えさせていただいていると思います。皆さんのこういう議会での答弁もそのように答えさせていただいています。検討させてもらっている時間が5年かかってしまうということがないようにスピード感を持って今進めさせていただいています。し尿処理のほうは随分、ご検討が出てきて、ご意見が出てきて、固まっていくんではないかなと思っています。今年度中にはその決議をしたいなと思っています。ごみのほうも、人口も減っていますし、いろんな意味で規模が小さくできるのは確実だと思っています。あと方法もいろんなやり方が出てきておりますので、その検討は10年前と全然違うのは、私たちも皆さんも分かっていますので、その検討をしているのは一番知っているのが渋井議員

ではないかなと私の中で思っていますので、いつもお知恵をいただいておりますから、検討を進めて、速やかにしていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 今、組合長は、私が勝手に訳すところですよ、燃せる行政はもう終わらせるんだと、これからは知恵を絞ったリサイクル行政に、SDGsの舵を切るよと、世界の情勢に合わせ、日本、栃木県に合わせていくよというふう聞こえました。ぜひ、私の他に同じようなことを言う人が何人もいますから、くどくなっちゃいますんで私はこの辺で終わらせていただいて、次、落雷対策についていきたいと思います。

まず3の落雷対策についてでございますけれども、落雷の発生件数は、気候変動が原因で今世紀末までに50%ほど増加する可能性があるとの研究論文がアメリカ科学誌のサイエンスというところに掲載されたところがございます。衛生センターにおきましても、落雷の被害が発生しております。従来型の避雷針は、尖った針に雷を誘導してエネルギーを地面に逃がす仕組みでございました。これは、アメリカの発明家ベンジャミン・フランクリンが1750年頃に発明したものであり、その仕組みは現在でもそのまま引き継がれていると、このようなことでございます。しかし、発明当初から270年経った現在では、生活様式が大きく変化をいたしました。雷の放電量は数万から数十万アンペア、電圧は1億から10億ボルトになります。電圧が大きいので電流の一部が建物内に侵入しますと、あらゆる電子機器に影響を与えると、こういうことでございます。電源につないでいるパソコンやサーバー、さらにエレベーター、空調など、特に消防なんかでは無線なんかがございますので、ITで制御されているわけでございます。現代社会では、避雷針に落雷した場合でも被害が大きくなる、こういうことでございます。これは多分、避雷針に落ちたんじゃないのかと思うんです、衛生センターは。でも、二千何百万円もかかっているわけです。それよりも、復旧するのに時間もかかるということですよ。

そこで、落雷しなければ、建物内への被害が起こることもありません。持続可能な行政を行ううえで必要な新しい防災対策として、新たな落雷対策を行わなければならない、こういうふう考えておりますけれども、組合長の考えを伺うものであります。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 落雷対策についてのご質問にお答えいたします。

ご存じのことと思いますが、栃木県は夏場の落雷が多いことで有名な地域であります。それに加え、近年はゲリラ豪雨や急激な天候悪化により、各地の落雷の被害が多く発生しております。

組合の各施設においては、従来より避雷針が設置されておりますが、昨年7月には保健衛生センターのごみ処理施設が落雷により数日間稼働できない状態に陥るなど、大きな被害が発生しております。また、ほかの施設におきましても、電子機器により制御、管理がなされておられ、パソコン、サーバー等の情報システムがなければ通常の業務も容易でないという現状を考えますと、落雷による電子機器の機能を喪失した場合の被害の大きさは想像しがたいものがあります。

これらを踏まえますと、議員ご質問の新たな落雷対策についても十分検討に値するものと感じております。提案いただきましたことに感謝申し上げる次第であります。

科学技術の進歩により、従来の避雷針だけではなく、雷の発生自体を制御する避雷針もあるようですが、現段階では、落雷を100%避けることはできないとのことで、導入に当たりましては、慎重に効果を検証する必要があると考えております。また、落雷による電流が施設内、あるいは電子機器に流入しないように対策することも重要であるとともに、被害が発生した際にいち早く復旧できるか、体制を整備しておくことも重要でありますので、落雷に対しましては、多方面から方策を講ずる必要があるのではないかと考えております。

現状の施設に対しましてどこまで対策ができるか、今後の施設整備においてどういう設備を設置するのがよいか、他自治体の事例を参考とし、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。ご理解をお願いしたいと思っております。

また新しいアイデア等がありましたら、引き続き情報提供いただきますよう、ご協力をお願いしたいと思います。たしか毘沙門山の上も同じ避雷針をつけたのを知っていますので、そういうのが、ただ、範囲がちょっと狭いみたいなので、どのように設置するかを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 私、これ、唐突に持ってきまして、ああだこうだという、業者の名前は削られましたが、皆さんのほうにお配りさせていただいているんですが、那須地区、上から7行目かな、2016年に那須地区の消防組合消防本部、ここに導入がされているんですね。これは無線の機器を守るためと、こういうことで、その点については間違いなしでし

ようか。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 議員ご質問の那須地区消防本部の件なんですけれども、納入は那須地区消防本部なんですけれども、実はこの機械は、当消防本部と那須地区消防本部、さらに塩谷地区消防本部、3地区で共同で運営しております栃木北東地区消防指令センター、こちらの無線中継局、いわゆるアンテナですね、それを5か所に設置したものでございます。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 個人的になりますが、私のいところが那須の消防本部のほうにしまして、いろいろ情報収集をさせていただいているところなんです。今のところ落ちてないんだと思うんですが、それで、私、令和3年9月27日の一般質問において、この江川の浸水想定区域についての質問をしたわけですね。そのときの答弁といいますか、水没しますよというような話、そういうところの自家発電施設とか、防災ネットワークシステムとか、通信機器といった容易に移動できないものについて、今後慎重に計画を立てる必要があると、このようなお話をいただいております。これは、那珂川町の消防も同じく水没するんですが、資料がないもんですから、この烏山は図面があつたりなんかしたんで、4メートルだったかな断面ね、上に持ってくれば大丈夫ですねと、こういうような話をして、あれから2年が経過したわけなんです、今どんなような進捗状況にあるのか。別に5年かかるのは普通なんですよと言われればそれまでなんですけど。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） ありがとうございます。議員ご提案の江川の件ですね。令和3年ということで、その時点、県の浸水リスク想定ということで地図が示されていたかと思えます。本年5月26日付だと思ったんですけども、県でもそちらを洪水指定地域として公表されています。なので消防でも真剣に取り組まなければならないというところの浸水想定になっております。実はその前の令和4年度に話し合いを行いまして、あそこの浸水想定は3メートルでしたか。3メートルだと庁舎を維持できないということになりました。

て、1メートル程度までの目標浸水水位を定めました。それで土のうで対策することにしました。なぜ1メートルにしたかという、これは国土交通省が出している建築物の浸水のガイドラインで、市町などが公表しているものは千年に1度の降水量ということなので、今までの降水量とか浸水想定だとかというところを参考にして、自分たちで目標を建物ごとに設定していいということで、1メートルちょっとになります。繰り返しになりますが、やはり3メートルの高さまで行くと、庁舎の維持ができないということで、1メートルという設定をさせていただいております。ご理解願います。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 今とても重要な話が出まして、3メートルも来ちゃったら維持できないわけですね。それで、その場所で維持するのは1メートルぐらいだということはいいんですが、そのときに自家発電や防災ネットワーク、通信機器、こういうようなものは稼働ができるんですかと。こういうことです。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） ご心配していただいております通信機器ですね。先ほども言ったとおり、指令センターが那須地区消防本部の3階に一極集中しておりますので、住民からの通報その他はそちらに業務が行っております。各消防本部には無線の、こう言っただけなんですけど、子局というか通信受令局しかないの、業務的には消防署内部よりも消防署外で行われますので、車両ごとに無線はついておりますし、指令を受信する端末装置もありますので、庁舎として拠点を移動しても消防活動に支障がないようになっております。以上でございます。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） まず簡単に言うと、庁舎から動いてもいいんだよとか、だから自家発電装置や防災ネットワーク通信機器といったのを、今1階にあるものを移動すると、そういう計画はないと、こういうことでよろしいですか。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 普段の業務を考えますと、那須烏山消防署、那珂川消防署ともに、署員の動線というのを考えて機器の取付けをしておりますので、普段の業務に影響が出ないようにしたいと考えております。ですので、現状ではあそこの場所がベストと考えております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） それでは、今の話であれば、これ、提案することないんですよ。提案することないというのは、もしそういうことがやるのであれば、防災対策事業債が使えて、充当率70%だと。そういう計画を立てるかもしれないとか、立てるよかなという答弁だったんですよ。そうだったらこれも一緒にくっつけて充当率70%でやったらどうかなという提案なんですけど、やらないということでございますので、それでは、高いものを自前でこれを取り付けようと、こういうのもなかなか難しい話かな、こういうふうに思います。

ここで今度は病院のほうにちょっと話を移します。病院こそ落雷があったら大変だ、こういうふうになるのかなとこういうふうに思います。先ほど足場の話をしたんですが、ちょうど今足場がかかっているこういう工事をやるのに、案外安くできるんじゃないかなというふうに思うところがあるわけですね。ただ、その落雷の対策自体を病院のほうで今まで考えたことがあるのかなのか。その辺のところをちょっと、いかがですか。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） 落雷のほうの対策ということで、今、病院のほうも、避雷針のほうは2本あります。さらに、先ほど言った雷への対策とか、それから雷による停電であるとか、そういったことは現在のところは対応しています。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 当然避雷針があって対策も万全だと、こういうようなことになっているかなと思います。衛生センターでも当然避雷針があって安全だったのかなというふうに思うんですね。今までと状況が随分変わってきているという、気候変動が激しくなってきた

ていると、こういうことがあるのではないのかなと、こういうふう思うんです。先ほども言ったように、雷が落ちて建物内に侵入すれば、多大な被害というか、お金の被害よりも病院の場合は人命ということに関わってくるなというふう思うんですね。これ、差し上げますんで、一度ですね是非検討してもらいたい。新しい技術を導入して、お金をかけて果たしていいかどうかというのはまた別問題なんですけれども、やっぱり新しい技術があるよと、それには実績もあるよと、こういうことを一度検討してもらいたい、こういうふう思うんですが、その点についていかがですか。

○議長（鈴木繁） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 持ち帰らせていただいて、検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 足場のあるうちに検討してもらって、工事が安くなるように、もし導入するのであれば、してもらったほうがいいかなと、こういうふう思っているところでございます。

取りあえず今は地球温暖化、そして気候変動、これがとても早く動いていると、こういうふう思うんですね。そうしますと、想定外というのはもう今さら言えないということなんです。那須烏山市の想定外は、水道庁舎でウナギがとれた。これは想定外だったです、はっきり言って。結局、人間は間違いがありますし、その点について責めるわけではないです。まず想定外はないんだと、そういう観点に立って、あと、地球温暖化を、このままいったら地球が壊れると言われていきますから、そういうのを防止するんだと、そういう一つの目標を皆さんで立てて、それに向かって一つ一つ進めていくと。こういうのが必要ではないのかなというふうには私は考えているところでございます。その点について組合長は、心は一つ、意見も一つ、こういうふう思っていますが、ご答弁いただけますでしょうか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 渋井議員ご提案の避雷針に関して、十分に検討させていただきたいと思っています。これを見させていただくと、ちょっと周りに建物がないところが多いで

すね、避雷針を置けるような。だから町中にある病院につけることに対してむくか、それが周りに影響を与えてしまうとまた問題になってしまいますので、その辺を十分検討させていただきたいと思います。

あと、渋井議員からいただいた資料がありましたので、検討させてもらおうと足場よりも高い建物だったらそんなに工事費がかからないのかなという感じもしますので、よく勉強させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） まず、那須烏山市、那珂川町は、とにかく地球温暖化防止に向けて、しっかりと歩みを進めていくと。そして、今、この気候変動やそういうものに対して、リスクをしっかり持ってその対策をしっかり立てていくと。それによって市民の皆さんの安心安全、こういうものを図っていくということだというふうに確信をいたしました。どうか皆さん、今後の市民のために頑張ってくださいようお願いを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時50分からといたします。

【休憩】（午後3時39分）

【再開】（午後3時50分）

○議長（鈴木繁） 次に、6番、川俣義雅議員の発言を許可します。

6番、川俣義雅議員。

〔 川俣義雅議員 登壇 〕

○6番（川俣義雅） 川俣義雅です。2項目、質問をします。

1項目めは、那須南病院の深夜における救急患者の受入れについてです。

先頃、那須南病院に実際に救急搬送してもらった方から要望が寄せられました。少し経過を話します。

高齢のある男性が、夜遅く、急病になって、どうしても我慢ができなくて救急車を呼んだそうです。すぐに来てくれたのですが、搬送前に救急隊員の方から「治療が終わったら家まで送ってくれる人がいますか」と聞かれ、「夜遅いから、そういう人は思いつかない。朝まで病院にいさせてください」と頼んだが、「それはできない」と言われたそうです。朝まで病院にいて、次の日、朝早くバスかタクシーを頼んで家に戻ろうとしたわけですがけれども、それはできないと。仕方がなく、もっと考えて、もう寝ているかもしれないと思いましたけれども、友人に電話をしたら、幸い電話に出てくれて、それで、その友人に迎えに来てもらうということで、病院まで搬送されて治療を受け、治療後、友人の車で家まで帰ったということです。

それで、これが昼間なら、バスやタクシーが動いていますから、そういうものを使って家まで帰ることができるんですが、現在、那須烏山市のタクシー業者は夜10時までが営業ということで、それ以降は終了してしまっているようです。

それで、お聞きしたいんですが、夜中、タクシーが動いてない時間に、救急患者が治療を受けて、それが回復した場合、朝まで病院に置いてもらうことができないのでしょうか。それは人員配置の問題なのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 深夜の救急患者対応についてのご質問にお答えいたします。

那須南病院は、救急告示病院として1年365日、24時間体制で医療処置を行うとともに、南那須地区の入院や手術が必要な「重症の患者」が対象である二次救急を一手に引き受けています。

救急外来の利用状況につきましては、令和4年度の実績では、患者数が4,194件、救急車による搬送は1,358件で、32.3%となっております。患者のうち、医学的に入院適応のある方は、帰宅手段の有無に関係なく入院としますが、そうでない方の入院はできませんので、結果として、入院された方は842件、患者数に対して20.1%となっており、大半の方が治療後に帰宅されている状況があります。

このような状況下で、単身世帯や高齢者世帯などの増加により、治療後に公共交通機関やタクシーの運行終了により帰宅手段がなくなってしまうケースがありますが、那須南病院では、帰宅手段のない方に対する部屋は確保しておりません。

理由としましては、スペース確保の問題、看護に当たる人員の問題、防犯面など管理上の問題などがあります。早朝の数時間であれば、タクシーが利用可能な時間まで処置室等でお

休みいただくこともありますが、先ほどの理由から好ましいという考えではありません。

したがって、救急車で搬送される際に、比較的短時間の処置で済むことが予想される場合には、那須南病院と救急隊で連携を図り、帰宅手段の手配について救急隊からの説明を行うことがあります。決して、当組合消防本部の救急隊から、帰宅手段の有無を理由に、搬送を拒否するような趣旨の発言をすることはありませんので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

夜間治療後の帰宅手段の問題につきましては、那須南病院に限ったことではなく、人口減少や少子高齢化の進行により、益々、実は深刻化してくるのではないかと考えております。今後は、構成市町と連携して、調査・研究を進めて、対応策について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、救急車や救急外来は、搬送する間にも緊急的な処置が必要な場合があり、夜間でも検査や治療が必要な方に対し、適切な医療ができるように運用されるべきものであります。救急車や救急医療は限られた資源と言えます。一方で、救急車で搬送された人の約半数が入院を必要としない軽症という現状もあります。救急車をタクシー代わりに利用することや、救急外来のコンビニ受診が社会問題となっています。真に救急医療を必要とする重症患者への適切な対応を確保するため、救急医療を受診するか迷ったときには、栃木県の救急医療電話相談や総務省による情報提供アプリなどをご利用いただくことが、皆様のご協力で救急体制ができることだと思いますので、お願いのほど、したいと思います。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 救急車の使われ方が、言ってみればかなりひどい、そういう例もあるということを私も聞いていますし、さもありなんでしょう。しかしながら、その逆を考えてみた場合には、とにかく本人がもう我慢できないと、そういう痛みだという場合には、拒否はしないということでしたけれども、なるべく県のほうと相談して、少し待ってみるとか、そういうこともしてもらいたいというような趣旨だったというふうに思うんです。

しかし、そういう、言わば不適切な利用の仕方がされることもありますけれども、実際には、もう本当に緊急で、早く手当てをしてもらわないと命に関わるという場合もあると思います。そうであるかどうかと救急車の方も判断されると思うんですけれども、でも、例えば、どうしても痛くて痛くて、もう返答もできないという、そういう状態であったとしても、病院で適切な処置を受ければ治ってしまう、回復してしまうということはあるわけです。それはそれで、結果としていいわけですので、ぜひとも、組合長もおっしゃったように、一

人暮らしとかお年寄りの、もう交通手段を自分では使えない、あるいは配偶者、一緒に暮らしている人も使えないという状況も、これはこれからどんどん増えてくると思います。そういうときに、病院に朝まで置いてもらうとかということができない、だから搬送はなるべくしたくないというふうになってしまっただけは、これまた困った問題だというふうに私は思うんです。

病院にいさせてもらえる、そういうところもあるというふうに聞いています。それは恵まれた、そういう資源を持っている病院かなというふうに思いますけれども、こういうなかなか大変な状況で営業をずっと続けていただいている、こういう那須南病院のようなところでは、なるべく人員は減らすとか、ぎりぎりで行っていききたい、部屋についてもスペースについてもやっぱりぎりぎりで行っていききたい、それはもう本当にそう思います。

もし病院に置いてもらえないとしたら、どんな解決手段があると考えているのでしょうか。

○議長（鈴木繁） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 病院のほうからお答えしたいと思います。まず、那須南病院としましては、救急告示機関です。救急車で来られた方、あるいは夜間救急で来られた方について、診ないということはまずなくて、症状のある方、苦しい方は、ぜひ来ていただいて診療を受けていただきたい、というスタンスがまず第一でございます。

同時に、病院というところは、ご存じのように保険診療機関になりまして、保険診療のルールにのっとって診療を進めなければいけないという全国共通のルールがございます。そういう中で、一つは入院するか、入院しないかというのがあるんですが、入院に関しては、実情、来られて帰りの足がないときに、非常に体が弱い、あるいは病気がちょっと心配だと、多少の拡大解釈をして、実際には入院の適応を見つけて何とか入院させるというケースも時にございます。ただ、本当にそれがいいことなのかどうかは我々もちょっと疑問をもつことも、時々ございます。

ただ、先ほど組合長の説明がありましたが、多くの方は帰宅可能な方が来られる。特に、症状があっても、救急外来の診療でかなり症状が軽快してしまう方、あるいは、不安だから病院の救急にかかる方も夜間で結構おられます。そういう方々、明らかに入院の適応がないだろう、家でも十分様子を見られるだろうという方について、足がないというときには、非常に病院のほうも実際、困ってしまうわけです。

そういう方を、じゃあ、病院のどこかにいていただいて、ということが適切なかどうかという問題はやはり生じます。例えば、病院の部屋を貸してですとか、外来の椅子にそのま

ま放っておくわけにはいきませんし、何かあれば、朝の2、3時間であれば、いていただくことは実際にありますけれども、一晩を越してそこにいていただくというのが本当に適切なのかどうかという疑問がございます。なので、やはり、むしろそれよりは、これは本当に病院の問題というよりは、介護福祉だったり、あるいは地域の交通機関の問題だったりということが大きいのではないかなと思うので、そこら辺の整理とか、病院といたしましては、介護福祉の方と、今後そういったことも協議していかなければいけないかなとも考えておりますが、あるいは交通の機関の問題ですね。

そして、先ほど議員がおっしゃられましたお友達に連絡をしたというのは、ある意味、私はそれは悪いことではないんじゃないかなと思うんです。これから、ご高齢になって、もしものときに実際、車を融通してくれるような、そういう互助の関係とといいますか、そういうのを日頃から住民の方々が確認し合うというのも、これまた非常に有効な手段じゃないかなというふうには考えております。

そういうことで、病院ということよりも、多方面にそういう交通機関に関しては検討していかなければいけないかなというふうには考えています。

以上です。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 本来であればというか、病院に搬送された方がその後、どう過ごすのか、その人がどう過ごしたいのか、家にすぐに帰りたいのか、少し病院で休ませてもらいたいのか、そういうことも含めて本来は選択できるのがいいのかなというふうに思うんですが、現実にはそれができないという場合に、それと、友達に頼むことができるような方がいいと思いますけれども、例えば、私の母は、一緒に暮らしているんですけども、97歳なんです。かなり認知症も入っていますし、1人で置いておけばとっさに救急車を呼んでしまうということだってあり得るかなというふうに思うんですね。私が一緒にいる場合はいいですけども、いない場合は、友達といっても、もう皆さん違う世界のほうに行っちゃっている方が多いので、なかなか車を出してもらおうということも困難かなというふうに思うんです。そういう方もこれから増えていくと。自分の子供と一緒に暮らしていけばまだしも、1人で生活しなければならぬ人も増えている。増えてくるだろう。

そういうときに、私は、一つの解決方法として、タクシーの業者さんに1日中対応してもらおうように。これは病院がやるべきだというふうに私も思っていないんです。病院から帰るときも使えるし、その他の用事でも、夜中でも使えるという、そういうタクシーが用意さ

れていれば、助かる人はたくさんいるのではないかというふうに思うんです。ですから、例えば、これ、できるかどうか、それは分かりませんが、那須烏山市と那珂川町のタクシー業者さんと市町で一緒に話をしてもらって待機してもらおう。そのための補助は当然、市や町も出すという覚悟で、そういう解決方法もあるのではないかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、ちょっと難しい問題だなと思っています。那須南病院でも、実は、川俣議員の質問がある前から、どこか待機する場所ができないかとか、いろんな相談を受けて話し合ったことがあります。なかなか、管理ができるのかという。お元気になった方は、あと数時間、明るくなるまでにというのなら何とかなるかもしれませんが、本当に11時、12時ぐらいで解放されてしまうと、長時間にわたるのでというので、管理がどうなのかな。そこで寝ていて、その後、対応が悪かったとなると、また病院のほうでもそれは大変なことになってしまいます。

それとタクシー業者と言われましたけど、これでいくと、年に何回かだと思っんですよ。毎日あるわけではないので、業者にそれを待機してくれというのは、夜中まで人員を確保することになりますので、相当な大変なことだと思います。昼間の確保でも、今、正直言って、タクシー会社の運転手が来ないと言っているところに、夜中というのはほぼ無理ではないかなと私の中では思います。今どうして10時に営業を中止しているかといったら、それ以降に乗る利用者もいないし、ましてやそこまで運転して業務をしてくださる運転手がいな。毎年募集してますと言われているので、ちょっと、確かに川俣議員がおっしゃるように、皆さんで対応したり、お金で解決することはできるかもしれませんが、人員の確保ということではちょっと難しいのではないかなと私の中では思います。

やっぱり、先ほど病院長がおっしゃったように、共助、周りの方々の、やはり、お友達って、決してお母様の九十何歳のお友達ではなく、近所の若い方とか、何か自治会とか、いろんな方の手助けをいただくしかないのではないかなと思っています。決して、私たちが手を差し伸べることができるのならいいんですけど、なかなかそれは難しいことなので、これは今日ここで解決できる話ではないので、ちょっとお時間をいただきながら、皆さんと、地域とも考えていく課題だと思います。

それを解決できるようにしていきたいと思っんですので、今後、もしかしたら那須南病院を

新しくする場合には、そういう部屋が必要なのか、確保できるスペースがあるのか、そういう検討にもなってくると思いますので、まず、方向性がまだ決定はしていませんので、皆さんと協議をさせていただき、確かに独居老人が増えていますので、その方をどういうふうに対応するかは考えていくことだと思いますので、もうちょっと問題として私たちに預けさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 川侯義雅議員。

○6番（川侯義雅） 確かに、簡単にできることではないというふうに私も思います。

それで、こういう問題というのは、実はこの地域だけの問題ではなくて、日本全体でこんな問題が起きているのではないかというふうに思うんですよ。だから、国のほうでもやっぱりきちっと考えて、国として、やはり補助金とか、補助金というのはタクシー会社とか、あるいは救急を受け入れている病院とか、そういうところに対する補助を新しく考えてもらう。そういう声を市や町、県などから強めてもらうということが大事になるかなというふうに思いますので、ぜひ年を取っても安心して救急車で運んでもらえる、そういう地域にしてもらうために、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

2項目めの質問です。先ほども渋井議員からお話がありましたけれども、今、地球温暖化が世界的な課題になって、循環型社会の構築、これも国内的に大きな課題になっています。そして、当組合が抱えています衛生センターの移転が一つの転換点を迎えている。そういう中で、当組合として、今まで生ごみは燃やすというふうにしていたものを燃やさずに堆肥化すると、それだけCO₂の排出量が減りますので、今までのやり方を変えるべきではないかというふうに私は思っているんですが、最初に、どう思うか、考えを聞きたいと思います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川侯純子） 生ごみを焼却対象から除外し活用することについての質問にお答えいたします。

本年2月の組合議会定例会において、川侯議員からの「生ごみの堆肥化」に係る一般質問に対し、「住民への説明や周知のほか、生ごみの収集を担当する那須烏山市・那珂川町との調整が必要となることから、環境衛生部会を通じて、情報共有、連携を図っていきたい」との旨を答弁させていただきました。

今回の質問も同様の趣旨かと存じますが、生ごみを焼却対象としない場合、生ごみの発生

抑制と資源化の促進を図ることが重要であると考えております。発生抑制については、各家庭における食品ロス対策やコンポストの活用による堆肥化、資源化の促進については、収集方法や施設整備など、多方面にわたる検討が必要となっております。

いずれにしましても、組合のみでなし得ることはありませんので、繰り返しになってしまいますが、引き続き、環境衛生部会を通して、那須烏山市・那珂川町と情報共有、連携を図って、検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） これで質問が終わっても不思議じゃないぐらいの、そういう関係なんですけれども、そういうわけにはいかないの、少し質問を続けたいと思います。

先日の全協で、衛生センターの移転問題について、当面は焼却施設とし尿処理施設の併設か、分散か、その再検討を行って、結論を出して、その後、選定場所の見直しもあり得るといようなお答えでしたけれども、それで間違いないでしょうか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 全協で、多分、私のほうから、今後のスケジュールのお話を申し上げたんだと思います。令和4年度と5年度でし尿処理施設の基本計画をつくって、本年度中にはある程度はし尿処理の方向が出るというふうに思います。どこまで細かいところまで出るのかは定かではありませんが、そういうお話を申し上げました。まずは本年度中はそういったし尿のほうを中心になり、その後、し尿がどういう方針になるか、それを踏まえて、またその後、検討することになるのではないのでしょうかというふうに申し上げましたが、候補地をどうするのかという、そういったところまでは、ちょっと私からはお話しできないことかと思っておりますので、申し上げておりません。

以上です。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 選定場所というのは私の思い違いかもしれません。併設か、分散かということについては一定の結論を先に出したいということで、その後、言わば焼却施設の

ことについて考えていきたいということだというふうに思います。

それで、併設、分散の検討というのは、ちょっと回り道なんですけれども、どういうメンバーで行うのでしょうか。分散か、併設かという検討は。

○議長（鈴木繁） 川俣議員、質問の内容が生ごみの焼却対象から外すということで、関連にしてはちょっと外れ過ぎと思いますので、質問を改めてお願いします。

川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） そうだと私も思いながら質問したんですけれども、分散にしても併設にしても、燃えるごみは燃やしてしまおうという発想を転換することは温暖化防止になると、そういうふうにお考えだと、それは一緒だというふうに思います。

那珂川町では、一部の地域で生ごみの回収と堆肥化、全体的にはコンポスト購入に補助と行っていますが、しかし、まだまだ、これ、一部でしか行われてないんですよ。残念ながら、多くのところでは、生ごみは燃えるごみとして出されています。那珂川町のごみ袋にも、台所のごみは、水気を切って、この袋に入れて出してくださいと書いてあるんですよ。ということは、もう台所のごみ、生ごみは燃やすと、燃やすごみの中に入れてくださいというふうに、一方で書いてあるんです。だから、なかなか変わらない。そのなかなか変わらないのをどうしていくかということが大きな課題だと思います。

那須烏山市でも、一つはそういうごみを収集して堆肥化するという施設を造るのがやっぱり大変だというものも多分あるでしょうし、本当にそれができるのかという、そういうことも考えているんだというふうに私は勝手に考えているんですけれども、しかし、原則は、とにかく生ごみは堆肥化できるものですから、燃やすのはもったいないし、その燃やすことによって地球温暖化を、ほんの少しずつですけど、加速してしまうと。温暖化を加速するのに手を貸してしまうということは、ほかの問題でも、この町や市の住民の方たちは本気で温暖化防止対策に関わる、関わらないということになってしまうわけです。だから、とにかく生ごみは燃やさない、その方向性はきちっとしているということで答弁いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 生ごみに限らず、もちろん資源は資源とし、なるべくごみにしないということは、やはり環境的にも、経済的にも今は

非常に重要なんだろうと思います。

では、そこの今の状況ですけれども、今の現状については、まだまだ生ごみをはっきり燃やさないという方針は、那須烏山市においても、那珂川町においても、一般廃棄物の処理基本計画がございますが、その中で、それをそうしないというふうには、残念ながら明言はできてない状況だと思います。今現在はそういう状況になっているという現状でございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） なかなかできないです。できないのはそのとおりだと思いますけれども、しかし、それでいつまでもこの移転計画を進めるとなると、結局、今までと同じような焼却施設ということになってしまうと思うんですよ。だから、それでは、やはり物事は前へ進まない。基本的には、生ごみは燃やすごみではなくて資源にすべきだと。そして、先ほど意見にもありましたけれども、プラスチックも資源化していくんだという県の方針も出ていますし、それから紙類、これもたくさん入れられているのを何とかしたいと、私もそういうふうになってほしいと思っているんですが、思っても、それは進まない。だから、新しいセンターがどこにできるか分かりませんが、新しいセンターを造る、その計画の途中できちんと、どういう焼却炉にするのか、そこで何を燃やして、何は燃やさないのか、そういうことをはっきりさせる必要があると。そういう基本をはっきりして計画を進めるべきだというふうに思うんです。

プラスチックとか紙類などは、この町以外の業者などとも手を結んでいかなければならぬ問題だと思いますけれども、生ごみについては、この町と市の中で施設を造ったりすれば、何とか解決できると。そこで堆肥化したものをこの地域で使える、そういう循環型の地域にできると。そういうほかのところとは関係なく、この町でできる、この市でできるという、そういうものに、やはり思い切って市と町が方向を示すべきではないかと。できれば、今ある大桶の衛生センターが運転している、そういううちに方向をきちっと出して、それには、町や市の住民の方たちにも説明して、それを理解してもらわなきゃならない。そのためには、本気になって市や町が考えているんだと、そうしないと地球温暖化を防ぐことがやっぱり難しい、できないと。循環型の社会ということそのことがもう地球温暖化防止になりますから、遠いところから何かを運ぶんじゃなくて、この町で、この市でできるものはもうその中でやっつけていこうと、生産したり、消費したり、そういうことをやっつけていこうと。そういう社会にするために、ぜひとも、私は、勇気を持って町長さんや市長さんに進んでもらいた

いというふうに思っているんですが、もしお答えがいただければと思います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 貴重なご意見、ありがとうございます。

毎回、同じことを言っているのでも、本当に検討もさせていただいているし、皆さんのアイデアで、し尿処理もそうですし、プラスチックもそうですし、生ごみもそのように進めたいという話もずっとしているんですが、毎回、同じ質問をされてしまうので、ご理解していただくためにはどのようにしたらいいかなと、私のほうが思ってしまうぐらいです。

皆さんのご意見はたくさんいただいています。検討するのにちょっとお時間をかけているのは、さっき渋井議員が言われたように、検討ばかりでは駄目だと言われていますが、ある程度方向性を決めるのにお時間が必要なので、申し訳ないなと思っています。でも、し尿処理は本当に、先ほど言ったように本年度中には方向をつけていきたい、そして、生ごみとプラスチックも、検討していくという話を毎回させていただいていると思いますので、ただ、それがなかなか進まないのが現実なので、川俣議員からしたら歯がゆいのかなと私の中で思いますが、少しずつは進んでおりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

私たちもそういう、SDGsだけではなく、本当にみんなで循環型の世界ができることを願っております。決して私たちはそういうことをやらないというわけではありませんし、変えてきています。それをご理解していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 検討していくということはそれはそうなんだろうけど、決意を聞きたいんですよ。市長さんも町長さんも、恐らくずっと現役でいるわけにはいかないのでも、替わる時期が来るとは思いますけれども、少なくとも今この時点で町長さんや市長さんをやっているという、こういう時期にやっていると。時期というのは、地球のこともあるし、それから衛生センターの新しい建設をどう進めるかという、そういう重大な時期にいるわけですよ。そのときに、できるかできないか分からないみたいなことでは、私は。

それは、結果としてできないということがあるかもしれません。だけど、本人の決意というのを私は示してもらいたいです。もうとにかく全力で、生ごみは堆肥化と、燃やすごみにはしたくないと、その思いを聞きたいということなんですが、最後に何かあれば。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 申し訳ないですけど、決意までは言えません。公の立場があるものですから、ここで決意をすると大変なことになりますので、私個人の意見としては議場では言えないので、申し訳ありませんが、後で楽しく二人でしゃべりたいと思います。

○議長（鈴木繁） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） これで質問を終わります。

○議長（鈴木繁） 6番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。再開は16時40分といたします。

【休憩】（午後 4時30分）

【再開】（午後 4時40分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

次に、10番、平塚英教議員の発言を許可いたします。

10番、平塚英教議員。

〔 平塚英教議員 登壇 〕

○10番（平塚英教） 10番、平塚英教でございます。9月定例市議会においては、一般質問、一番最初だったんですが、広域行政においては最終番というふうになってしまいました。通告に従って質問していきたいと思っておりますので、皆さん、よろしく願いいたします。

まず最初に、広域行政の一般廃棄物処理施設整備事業についてお尋ねいたします。新聞報道にもありましたように、広域行政の保健衛生センターのごみ処理施設、粗大ごみ処理施設の大規模改修について、新設候補地とされております那須烏山市志鳥地区及び周辺6自治会と広域行政施設設置問題を考える会の公開質問書が本年の3月頃出されたと思うんですが、それについて、広域行政の事務組合執行部の回答があったというふうに聞いております。これについては、過日、全員協議会でも資料をいただいたところでございますが、これにつ

いて改めて広域行政の考え方をお示しいただければと思います。

さらに、新候補地への立入調査及び地質調査の予算を本年度も計上しているところですが、何ぶん、地元自治会をはじめ近隣市の住民も一緒になってこの計画には反対をされている。このような状況の中で、この計画を今後とも何が何でも進める、実施するという考えでいるのかどうか、この大規模改修事業を今後どのように進めていくのか、組合当局のご所見を承りたいと思います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 一般廃棄物処理施設整備事業についての質問にお答えいたします。

まず1点目、公開質問書の内容と組合の回答についてであります。本年2月9日に質問状が提出されたものの、令和4年度中には回答に至らず、8月6日に回答書を交付し、質問者には回答が遅れたことをおわび申し上げた次第であります。

質問の内容は、建設候補地に関する事項や施設の併設を基本方針とした理由など、28項目に及ぶもので、回答につきましては、28項目の質問に対して一問一答として回答させていただきました。

続いて、2点目の新候補地への立入調査・地質調査についてであります。本年2月の定例会において当初予算に係る審議の際に答弁をいたしましたように、地元の理解が得られていない状態で、立入調査や地質調査の実施をする考えはありません。地元への説明会も開催できておりませんし、まずは地元の理解を得ることを優先に考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続いて3点目、今後の進め方についてであります。令和4年度から実施しています、し尿処理施設整備基本計画の策定が今年度中に終了し、し尿処理施設の方向性を提示できる見込みであります。今後はその方向性について議会と情報共有を図り、認識を深めつつ候補地等への説明を検討したいと考えております。

なお、本年2月の定例会における当初予算の審議や一般質問でも答弁しましたが、し尿処理の方式によっては一般廃棄物処理施設基本構想に変更を生じる可能性がありますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 全協でいただいた資料を拝見いたしました。地元の方としては、この計画そのものを進めるとすれば、環境省から交付金を頂いて進める、そういう事業には適さないのではないかと考えておりますし、さらには、今組合長のほうでお示しになりましたし尿処理の下水道処理というような新たな方向が出されている中で、これを前提としてこの志鳥の山の上に処理場を造るとするのは、地元としては白紙撤回してほしいということで、再度、一つは候補地選定の議事録、そしてコンサルタント会社への業務提携契約書、これらを組合のほうに求めているという中身でございます。

この間、25日の全協では、志鳥は候補地として決定はしている。全面的な手直しをするのは膨大な手間がかかるということで、見直しというよりは手直しに近いものという認識がある、これは事務局長が答えたんですが、選定委員会は、候補地が決定して既に解散しているという内容でありました。その中で衛生センターの所長が抜本的な見直しというのが、今、組合長がお話しになった令和4年度、5年度にし尿処理施設の下水道処理を含めた見直しの中身を考えていくと、こういう答弁だったと思います。

しかし、地元は当然、造られるのに反対でございますので、いろいろな質問をしているわけなんです、それに対する事務組合の考え方があまりにも誠意がないと向こうは受け止めていないんです。

例えば、ごみ処理の運搬、これは市町村が行う仕事なので、構成市町が検討することになりますよということなんです。ということは、広域行政はごみ処理の運搬ルートは別にいいんだと、構成市町で決めればいいんだ、やり方を考えればいいんだと。これではあまりにも、志鳥の山の上は運ぶのにコストがかかるし、遠いし、非常に問題ではないかと、そんなようなことでごみ処理問題を考えていいのかという受け止め方をしております。それが一つです。

それで、こういう状況の下で、地元との話し合い、折り合いというか、それをどのようにつけるお考えがあるのかお尋ねをいたします。

○議長（鈴木繁） ここであらかじめ会議時間の延長を行います。

答弁をお願いします。

保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 今後の進め方についてです。まず、全協のお話がありまして、局長が話をした話と、私がお話をした話を例として示していただいたんですが。

○10番(平塚英教) その話ではなくて、地元との折り合いをどのように進めるのかだけ聞いているんです。さっき、組合長のほうから今後の進め方については答えが出ましたから。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長(大谷光幸) 私も段階的にということをお願いしておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

今後の進め方につきましては、し尿計画を今煮詰めている段階ですので、それを詰めつつ、今の検討、し尿の検討委員会にもなっているんですけども、あとは幹事会とか、そういうところで協議をさせていただきながらというふうになるとと思います。

○議長(鈴木繁) 平塚英教議員。

○10番(平塚英教) それでは、二つ目の質問もこれに加えたいと思います。

循環型社会形成推進地域計画の推進についてということで、令和元年12月にまとめられた広域行政の循環型社会形成推進地域計画というのがありまして、これは国の容器包装リサイクル法に沿って、当時、プラスチック製容器包装の分別収集を検討しますよとか、雑紙も分別収集を再検討するというような中身でありました。もう既にこの計画は、令和6年度中には、計画実施期間が過ぎちゃうんですね。したがって、既に県内では、県も含めて、先ほど渋井議員や川俣議員からもありましたように、近隣自治体でもプラスチック容器包装の分別が進められていると、こういう状況でございます。

こういう中であって、改めて、循環型社会形成推進地域計画、これをどのように進めていくのか、具体化を図るのか、広域行政と構成市町との協議や対策、これをどのように進められていくのか、もう一度確認をしたいと思います。

○議長(鈴木繁) 組合長。

○組合長(川俣純子) 循環型社会形成推進地域計画についてのご質問にお答えいたします。

令和元年12月にまとめられた那須烏山市・那珂川町・南那須地区広域行政事務組合による南那須地域循環型社会形成推進地域計画においては、議員ご質問のとおり、施策の内容にプラスチック製容器包装分別収集の検討を挙げております。このプラスチック製容器包装

ですが、既に県内及び近隣の自治体のうち、先進団体においては分別回収が実施され、適切な処理がなされています。

一方、現在、那須烏山市・那珂川町においては、プラスチック製容器包装の分別回収は行われていない状況であります。今年度の環境衛生部会での協議においても、那珂川町で、小型家電とプラスチック製品に係るイベント回収のアイデアが紹介され、10月15日に実施予定となっております。那須烏山市においても、これを参考とし、イベント回収や拠点回収の検討をしていくところであります。

また、その後も、県と市町の勉強会や環境衛生部会の情報交換等を通して、プラスチックごみ対策全般について継続検討しているところでありますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 昨年の8月に栃木県の分別収集促進計画というものが出されました。その中で、県内25市町ありますが、既にその他のプラスチック製容器包装、これの一部とか、相当進んでいるとか、それも含めて、始まっているのは25自治体中18市町です。そして、全く取り組んでいないのが那須烏山市、那珂川町を含め7自治体となっております。それで、先ほど渋井議員からありました2022年4月施行のプラスチック資源循環促進法で、自治体の努力義務となったプラスチック製の分別回収についてどうするかということですが、残念ながら、那須烏山市も那珂川町も実施時期は未定となっております。

ここで、私もごっちゃに考えていたんですが、プラスチック資源循環促進法の前でも、容器包装リサイクル法によって、食品のトレーなどプラスチック容器包装は分別収集をするというのが努力義務化されていたんです。したがって、県内の多くの自治体が始まったんですが、これに加えて、今度はプラスチック製のハンガー、それ以外のプラスチック製品も分別収集をさらに義務化されたということなのでございますので、ぜひ、これを進めていただきたいと思います。

それで、これは昨年度の、先ほど審議をしました決算の主要施策の成果でございます。その中で、ごみ質分析結果というのがあります。円グラフになって。それで、雑紙をはじめ紙類、それとプラスチック・ビニール類、それと布類、これを合わせますと、実に昨年度は78.8%、紙類、プラスチック・ビニール類、そして布類、これを集めて燃やしていたということなんです。

先ほど生ごみの問題が出ましたが、生ごみは厨芥類というんですね。これは全体の7.

5%なんです。しかし、それは非常に水分を含んでおりますので、それを燃やすために強力な火力が必要なんです。したがって、紙とかプラスチックとか、そういうものを燃やして厨芥類を燃やすと。こういうことが今やられているわけで。つまり、雑紙、そしてプラスチック・ビニール類、それと布類、これをきちんと資源として分別収集するためには、厨芥類、生ごみ、これを分別する必要があるんです。だから、両方とも進むんですよ。8割近くが紙類、プラスチック・ビニール類、そして布類ですから、そういうことなので、その辺を踏まえて、ぜひとも大きく切り替えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。検討は進まないのかな、検討すると言ったんだよね。失礼しました。

先ほど、検討するというふうに答えたと思いますので、そういうことだけのご理解をいただきたいと思います。

問題なのは、志鳥の山の上がいかにか候補地だということで進めようとしていますが、し尿処理施設は別にして、いわゆるエネルギー回収型廃棄物処理施設、これは焼却のこと。それと、マテリアルリサイクル推進施設、これはリサイクルセンターのことを言っているんですが、両方合わせただけでも建設費が91億円なんですよね。我々、議員のほうに説明したのが。なおかつ、これを91億円かけて造って、20年間動かした場合に88億円のコストがかかるんですよ。これからどんどん人口が減って、お金がないという、高齢化するという状況の中で、91億かけて処理施設を造り、88億円で20年間処理すると、こういうふうになるわけで、そこで私、前も議会で確認したんです。現在稼働している衛生センターの解体費はその中に入っていますかと、それは全く今のところ考えておりません。これも膨大なお金が必要ですよ。安全対策も含めて。なおかつ、志鳥の山の上いきなり焼却炉とリサイクルセンターを造るといふわけにいかないですよ。造成費が必要でしょう、そこに進入路を造らなくちゃならないでしょう、場合によっては大きな橋も架けなくちゃならない。そういう費用は含まれていますかと言ったら、全くそれは別ですということなので、幾らかかるか分からない話なんです。そういう意味で、91億円プラス用地費、造成費、進入路代、なおかつ、できたとしても焼却のためのランニングコスト、それが20年間で88億円ということですから。これは誰が負担するんですか。

そういう意味では、私が言っている話は夢の話ではなくて、現実的に8割は資源化できると。生ごみも資源化、堆肥にすれば資源化できるという話がありましたが、そうなんです。そうすると、ほとんどのものが資源化できるんです。これは、今やらないでいつやると、今でしょうと、こういう話になってくるわけなんです。ぜひそれをやらないと、東京で猛暑日が90日、今日で91日になるのかな、365日しかありませんから、4分の1が30度以上です。新潟のお米、一等米がほとんどないというんですから、温暖化で。北海道あたりで

ちゃんとした米が取れるみたいな、こういう世界に今切り替わっているわけです。サンマが獲れないとか。それほど温暖化というのは、我々人類にも、そこまでひたひたと危険なところまで来ているんだと。それをこの機会に考えて、打開すると、それが未来に対する私どもの責任じゃないかというふうに考えておりますが、ぜひそういうことをご検討いただけますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） おっしゃるとおりだと思っております。ずっとそれを答えさせていただいていますが、理解をしていただけないのは、私の中では寂しいと思っております。そのためのお時間をいただいて、し尿処理も、そして規模も小さくしましょうという話を、先ほどの川俣議員のときにもさせていただきましたが、心に届かなかったのが残念です。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） ありがとうございます。ぜひ、そういうようなことで、今後とも、ぜひSDGsの時代にふさわしい、新しい、ごみ処理じゃないですよ、資源の分類を管内の地域の皆さんと一緒に進めていくと。そして、お金のかからない処理をみんなで、手間はかかるかもしれませんが、それはみんなで負担しましょうということで、お願いしたいと思いますので、今後の検討の在り方を抜本的に見直しをしていただくということを踏まえて、次の問題に移りたいと思います。

次は、那須南病院の人工透析診療についてお尋ねをいたします。那須南病院の現在の人工透析診療の現状と、そして今の状況の中で様々な困難とか、対策とか、とられていると思うんですが、そういう実情についてお話をいただきたい。

また、以前から懸案である那須南病院の大規模改修計画の中で、人工透析診療、これをどのように位置づけられているか。さらなる診療の充実の検討など、図られていることがあるのかどうか、もう一度確認をしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 那須南病院の人工透析診療についての質問にお答えいたします。

那須南病院の透析室につきましては、平成11年7月より透析ベッド10床体制で業務を開始しており、現在は、月・水・金の午前・午後の2クールで外来維持透析を行っており、令和4年度の透析回数は2,802件、年度末時点の患者数は18名となっております。

現状では、透析に限ったことではありませんが、やはり医師不足が重大な課題であります。透析室の体制は、自治医科大学より毎週水曜日に非常勤医師1名を派遣していただき、月・金につきましても、常勤の医師が兼務により対応しております。

医師確保の取組につきましては、先の議員全員協議会において説明しましたが、自治医科大学への寄附講座設置の申込みを行ったところであり、寄附講座により医師の確保ができましたら、火・木・土の午前中に1クールの実施が可能になるのではないかと見込んでおります。

大規模改修に係る透析診療についての検討ではありますが、那須南病院では、現在、新たな病院整備に向けて、今年度から令和6年度までの2か年で病院整備基本構想の策定を進めております。基本構想の策定に先立って令和2年度に作成した大規模改修基礎調査報告書においては、透析ベッドを病院のリニューアル整備時に20床、最終的には地域の医療需要を見据えて30床への増床整備としております。

透析患者数については、近年、増加傾向が鈍化しているものの、栃木県臓器移植推進協会の調べによると、令和3年の南那須地区透析患者数は150名であり、そのうち85名が地区外で透析治療を受けていることを勘案しても、増床は必要であると考えております。

また、患者の高齢化が進行していることに伴い、合併症の増加や単身・高齢者世帯の患者、認知症患者の増加などが予想されることから、透析治療においてもこれらの課題への対応を検討する必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、基本構想においては、社会情勢の変化、人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化などを検証したうえで、人工透析施設を含めた那須南病院の在り方、担うべき機能など、新病院整備に係る基本方針を示してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 透析を受けなくちゃならない糖尿病とか慢性疾患とか、そういうのが増えていると思うんですが、先ほど透析を受けている方が管内で150名、そして、ほかの地域に行かれています方が85名、ほかの地区に行かれています方が多いということですね。分かりました。

それで、人工透析を必要とする方が年々増えているのではないかなと私は想像するんですが、管内の透析患者の推移なんかはどんなふうになっているのでしょうか。分かる範囲でお答えいただければと思うんですけど。

○議長（鈴木繁） 病院総務課長。

○病院総務課長（齋藤浩文） 推移のほうをお答えいたします。若干古い数字になってしまっていますが、南那須地区患者数は、令和元年が135名、令和2年が140名、令和3年が150名となっております。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） そこで、このように明らかに透析を必要とする方が年々増えている、これが実情でございます。しかしながら、前の私の質問で、透析病床については現在のところ10床で、いわゆる、1日おきに透析をやるというようなことで、1日何クールかやるのかな、そういうところも分からないんですが、そうしますと1週間で70人ぐらいしかできないと。75人、70人ですね。ということになるのかなと思われるんですけども、那須南病院で人工透析を受けられた方からお電話がありまして、広域行政が、この人工透析診療を実施するに当たっての、この南那須管内の医療圏のいろんな関係のため、那須南病院の人工透析診療の事業を規制する条例とか内規が取り決められているのかという質問があったんです。これ、ちょっと分からないんで、どういうことですかと言ったら、今はかかっていたと。ところが、新たな透析患者が入ってきたので、あなたは別の医療機関に移らなければならない決まりになっていると病院のほうから言われたというんですよ。そういうことが本当にあるのかなと私は思ったんですが、その方は、自分は高齢者なので、別の町の別の病院に移るのは大変不便だと、何とかしてほしいというふうに言われて、ああ、そうですかということで、こういう正式な場で話をするようになったんですが、果たしてそういう決まりがあるのかないのか、どうなんでしょう。お答えいただければと思います。

○議長（鈴木繁） 病院長。

○病院長（宮澤保春） まず、透析患者さんの数についてでございますけれども、今、月、水、金の週3回、午前と午後と2クールで回しております。透析患者さんは週にお一人3回

やりますので、午前中の方が9名、午後の方も9名ということでございます。つまり、我々は今、現状、那須南病院で、人工透析を受けている方は18名、先ほど70名という話が出ましたが、実数では18名。これは先ほど話も出ましたが、現在、自治医科大学へ寄附講座設置ということで話を進めておりまして、その中で透析、毎回の常勤を確保することを目指しております。そうなりますと、来年度から火、木、土の1クール、つまりまた9名なんです。これ緊急ルートを確保する目的で10床を組んだので9にしたんですけれども。プラス9名の方々に透析を受けていただけるような対応に来年度はしていきたいと思っております。

そして、先ほど組合長からご説明がありました、やはりリニューアルした後は、現在1回10床の、ハード面では10床ですけれども、これを20床、30床と入れられるような器をつくらうということを現在計画をしております。そうしますと、MAX30床というふうな、緊急のベッドを利用しなければいけません、少なくとも80数名の患者さんにご利用いただけるようなベッドといたしますか、30×3ですから。ありますので、そのような将来構想を持っております。

先ほど、二つ目の質問の、出なければいけないかということですが、これは条例はありませんけれども、そもそも我々の病院で透析を始めた意義といたしますか、これは、たかだか10床で始めたという経緯がございます。通常、民間の透析を受けられる方は20床、30床で始める。我々が10床という少ない数で始めたのは、病院併設ということで、緊急ないし、導入という、腎不全が悪化して、最初、導入したときはどうしても不安定になっていきますから。導入するための透析施設として病院併設ということで始めたという経緯がございます。なので、10床で始めて。ただ、そうしますと、最初の構想段階から、つまり、透析して導入して、ある程度安定すれば近隣の透析病院に移っていただくというのがそもそも我々の病院の透析の開始の意図でございました。

現在、残念ながらベッドも、当初の3クールから2クールに減らしておりますけれども、どうしてもベッドの限りがございますので、固定した方々がずっとだと新しく新規導入した方が受けられない。当初の我々の透析を導入して不安定な時期を診ましようということが達成できないということがございまして、大変申し訳ないですけれども、容体が安定した方には次の病院にお移りいただいて、次の、実際に透析導入待ちの方がおられるわけです。そういう方々が透析を導入できるようにご協力いただいて、それをコーディネートといたしますか、そういうことを考えながら、透析のベッドを回しているような実情でございます。

確かに議員がおっしゃるとおり、これは患者さんに負担を強いることでもございますので、今後、先ほどお話ししました寄附講座の設置、あるいはリニューアル、ベッドの拡充ということで、透析の拡充をしていきたいと思っております。

また、寄附講座に関しましては、透析の充実ともなりますけれども、腎臓内科ということでございまして、昨今、腎臓病に関しましては慢性腎臓病という概念から防ぎ得る腎臓病、透析というものもあるだろうということで、透析になる前の診療を充実させて、なるべく透析にしないようにということが、世の中でされてますので、そういったことをこの地域で、腎疾患の進行を防ぐためのプロジェクトというものを少し考えていくということを今、構想しているところでございます。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） そういう経過が私は分からなかったものですから、いわゆる、透析を受けている方に出て行ってくれというような打撃的な受け止め方じゃなくて、いわゆる病院を設立して透析を始めた経緯とか、新しい人に取りあえず安定するまで受け入れるようなことなんだということで、安定したならば、というような丁寧な説明をお願いします。ぜひ常勤の医師の方に今度本当に来ていただいて、そして、さらに1週間通して9名を増やすと、できるようにするというようなことをさらに進めていただきたいと思います。

さらには、令和14年度を目指す病院の整備に向けて、ぜひ透析病床を、段階的にはなるかもしれませんが、30床を目指して、ぜひ増やすということで進めていただきたいと思います。自治体などが運営する病院で、地域医療の確保に重要な役割を果たしてまいりました病院を、国などが表彰する自治体立優良病院表彰というのがありまして、今年是新小山市民病院が最上位の総務大臣表彰を受けたというのが新聞にありました。いわゆる救急医療で、地域医療の果たしている役割、プラス病院経営面で、2013年度から22年度まで、10年連続で黒字を達成している。ここが非常に評価を高く受けた経過だとお聞きしたところです。そういう意味で、透析診療が経営の一助になるのではないかと私は思っておりますので、その辺も含めて前向きに整備を進めていただきたいと思いますと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 病院長。

○病院長（宮澤保春） ご意見に従いまして邁進してまいりたいと思います。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） ありがとうございます。

それでは最後の質問に移りたいと思います。

広域行政の公共事業の発注について、地元業者育成の観点からできる限り地元の業者でできる仕事は、広域行政の公共工事は地元業者に発注していただきたいと考えるんですが、組合当局の見解と今の公共事業発注等の実施状況についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 公共工事の地元業者への発注についての質問にお答えいたします。

本組合を構成する那須烏山市、那珂川町におきましては、いずれも条例を制定し、市、町の責務として管内中小企業の受注機会の増大に努めることとしております。組合におきましては、そういった条例等はありませんが、市、町と同様に取り組むべきと考えております。

随意契約のできる少額の物品の購入や施設の修繕などについては、積極的に地元業者に発注することとしており、議員ご質問の工事に関しても同様に、地元業者への発注ができる機会を増加したいと考えておりますが、組合では、何ぶん、発注数が少ないことに加え、施設の特性に配慮した専門性を求める工事が多いことから、地元業者の参入が難しい状況になっております。

そういった中ではありますが、入札を執行する際、業者の参加資格において、本店や営業所の所在を那須烏山市内、那珂川町内に限定する要件を設定するほか、工事の受注実績の要件を緩和するなど、地元業者の参加が可能となるよう取り組んでいるところであります。

今後も、引き続き、地元業者への発注機会の確保に努めたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） そうしていただきたいんですが、しかし、なかなか、例えば那須南病院の空調工事っていうのが令和3年に実施されたんですけども、落札金額が、最低制限価格の1億5,706万円と、岩原産業というところに落札されて進められたんです。これは最低制限価格と落札価格が一緒で、しかもプラス6万円というのが一緒だということで地元でも大変話題にはなったんですが、これについては空調工事でございますので、1億円

を超える事業はジョイントベンチャーでもできるというふうになってるんですね。単純な工事だけど、それがなぜできなかったのかという話なんですけど、これは単純な工事なので共同企業体にはなじまないということで、地元業者は要らないよということで、A I S設計、そして岩原産業と、こういうふうになったんです。

ところが、今回、先ほども指摘がありました那須南病院の屋上防水及び外壁工事について見ましたらば、設計業者はA I S設計となっておりますし、那須南病院の中央処理室等空調機更新工事というのが今年やられるんですけども、これについてもおそらく地元は外されるんじゃないかということで、地元業者は注目して見てるわけですよ。だからそういう意味で、那須南病院は150床の病院ですから、そういう専門業者に頼むということなんじゃないか。前に那須南病院の自家水が必要だということで井戸掘りの事業を、地元業者でも幾らでもできるんですけど、地元業者は外されて、わざわざ宇都宮の業者が井戸掘りをしたというのがありました。残念ながら、掘った井戸は使えなかったということですが。これでは地元業者育成にはならないんじゃないかなと思うんですけど、なるべくその辺、1億円を超える、そして、事業内容も地元業者も協力してできるというものであれば、ジョイントベンチャーを含めて地元企業に参加をいただく、地元事業者を育成するということを本気でやっていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 今、病院の案件ではありますけれども、入札執行を総務課で担当しておりますので、私のほうでお答えさせていただきたいと思います。

前段のほうでありました、空調工事のJ Vの関係におきましては、議員ご質問のと通りの結果だというふうに私も聞いております。1者で十分対応できる工事だったので、J Vは採用しなかったというような経緯でございます。そういった地元業者の参入の可能性とか、どういった業者を選定するのか、選定方法はどうかという部分でありますけれども、業者の選考委員会というのを開いておりまして、そちらで検討しております。そういった工事につきましては常に、地元の業者でできないのかというのは議題として検討しているところでございます。

しかしながら、病院という施設の特性といいますか、どうしても地元を排除するというような形ではないんですけども、病院工事の実績をどうしても求めてしまうというところがありまして、なかなか地元の業者が入りづらいという傾向が出ておるところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） とにかく地元が、コロナも含めて経済がすごく疲弊してるんですよ。だから、なるべく地元の業者ができるものは、地元業者を育成するというつもりでJ Vを組んだりいろいろ考えて、地元業者育成に努めていただきたいと思うんですが、組合長いかがですかね。最後に聞きたいと思います。

○議長（鈴木繁） 組合長。

○組合長（川俣純子） 私のほうでもそのように思っております。なるべくJ Vを組めるようなものは組ませていただいたり、地元業者を優先的にしたいと私のほうでも考えておりますので、これからも皆さんとともに、地元の方々と愛される広域であり、市であり町であると信じたいと思いますので、なるべく地元業者を使っていきたいと思っております。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） とにかく地元の業者も注目して見ておりますので、今後なるべく地元業者育成に努めていただくことを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員の質問が終わりました。これで一般質問を終わります。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和5年第3回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。ご起立願います。

お疲れさまでした。

[午後5時31分閉会]